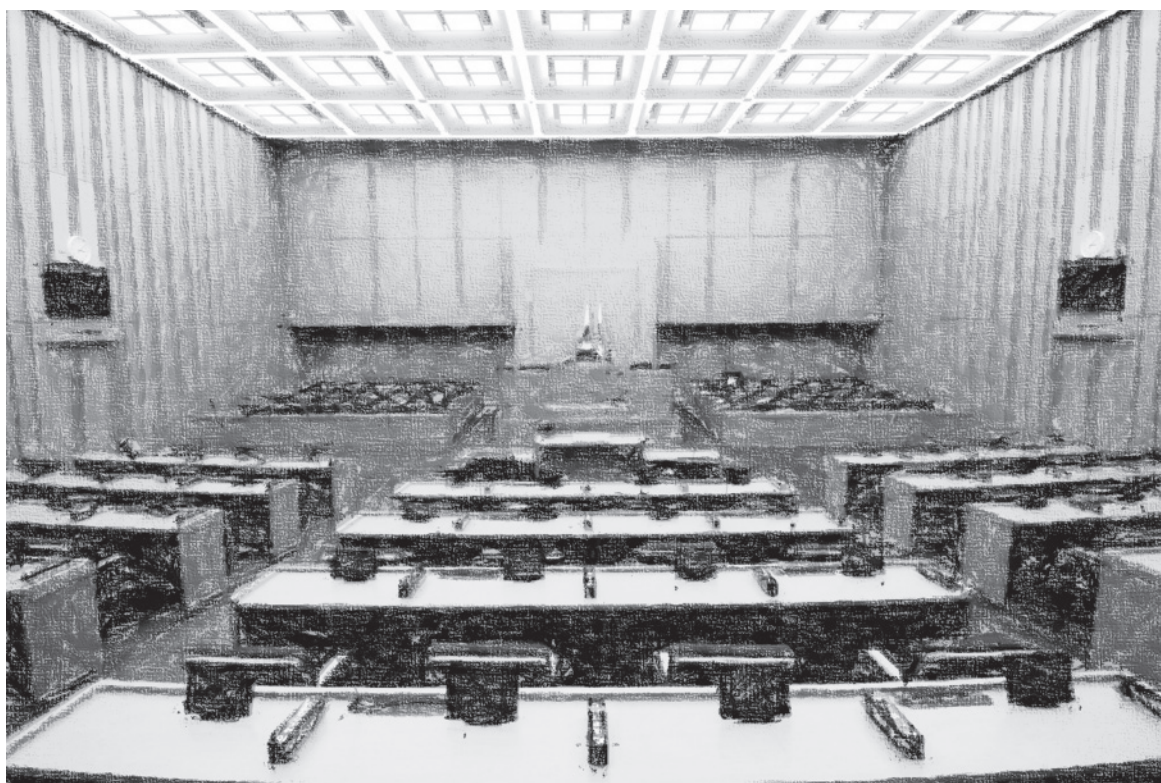


調査時報

特集

- 1 鹿児島市公式SNS
- 2 デジタルトランスフォーメーション（DX）



鹿児島市議会

目 次

特 集 1	鹿児島市公式 SNS	1
特 集 2	デジタルトランスフォーメーション (DX)	11
議会のごき	市議会日誌 (令和2年6月～10月)	31
	令和2年第2回市議会定例会において可決された意見書	36
	令和2年第3回市議会定例会において可決された意見書	38
	令和2年第3回市議会定例会において不採択となった請願	40
議長会報告	令和2年6月～10月	44
地方行財政調査会資料目録	令和2年6月～10月	65
図書室だより (新規購入図書)	令和2年6月～10月	66

特集 1

鹿児島市公式 SNS



SNS とは

ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのことである。

友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている。

また、近年は会社や組織の広報としての利用も増えている。

1. 鹿児島市 LINE 公式アカウント

鹿児島市は、令和2年10月1日、より親しみやすい市政情報の発信のため、幅広い世代が利用するコミュニケーションアプリ「LINE」を活用し、市民一人ひとりのニーズに合わせた情報提供を行う「鹿児島市 LINE 公式アカウント」を開設した。

登録促進に向けた取り組みとして、同日から、この公式アカウントに「友だち登録」した先着5万人を対象に、鹿児島市観光PRキャラクター「西郷どん」のイラストに“いまだき鹿児島弁”を組み合わせたLINEスタンプ8種類を無料配布。10月4日に登録者5万人を達成した。

なお、鹿児島市観光農業公園、鹿児島市危機管理局、桜島フェリーもそれぞれの公式アカウントを開設している。

(1) コミュニケーションアプリ「LINE」とは

① コミュニケーションアプリ「LINE」

2011（平成23）年6月からサービスを開始したコミュニケーションアプリ。1対1やグループでのチャット機能、無料通話機能に加え、ニュースタブでは最新ニュース、天気、占い、鉄道運行情報などを配信。そのほか、「LINE」アプリ上で決済、デリバリー、ショッピング、マンガなど多数のサービスを利用することが可能。スマートフォンやパソコンで利用できる。

② LINE 公式アカウント

地方自治体や企業、有名人がLINEユーザーの「友だち」となってさまざまな情報を提供したりするLINEのサービスのこと。公式アカウントを友だち追加することによって、トーク画面で質問をしたり、便利なサービスを受けることができる。

③ LINE スタンプ

LINEには、無料通話や文字や写真を送り合う「トーク」などの機能がある。スタンプは、トークで利用するもので、言葉では表現しづらい感情を伝えたり、簡単に返事をしたりするときに便利である。

無料スタンプを提供する地方自治体や企業等（以下「地方自治体等」）にとってのメリットは、直接情報の発信を行うターゲットを獲得できるだけでなく、利用者が地方自治体等のスタンプを送り合うことで、プロモーションの一端を担ってくれることになる。個人的な会話の中で頻繁に使われれば、その地方自治体等に対する親しみも増し、好感度もアップすることから、LINEスタンプは地方自治体等の新しいプロモーションの方法としても注目されている。

(2) 鹿児島市 LINE 公式アカウントの概要

① 一人ひとりのニーズに応える配信

世代や居住地域、欲しい情報の分野などを登録してもらい、一人ひとりに合わせた情報を配信する。

■ LINE 版広報かごしま市民のひろば

広報紙「かごしま市民のひろば」に集約される市政の旬な情報を、食育、週末イベント情報、健康・福祉、子育てなどに分類し、利用者それぞれが必要とする分野の情報だけを抽出して提供する。各情報は、広報紙紙面の画像（配信例Ⅰ）やカード形式の写真・画像付きメッセージ（ホームページにリンクする。配信例Ⅱ）等で配信する。

【選択できる情報】 … 全9種類

・ 特集記事 … ①今月の特集、②食育クッキング

・ お知らせ記事 … ③週末イベント情報

④みんなでまちづくり・各種相談（職員などの募集、パブリックコメントなど）

⑤暮らし、⑥健康・福祉

⑦子育て、⑧イベント・講座、⑨施設の情報

受信設定で選べる情報（9種類）



■ごみの日のお知らせ

受信設定をした登録者に、朝7時に、居住地域の収集ごみや注意点などをお知らせする。

② ワンタッチでアクセスできる生活に役立つ情報の提供

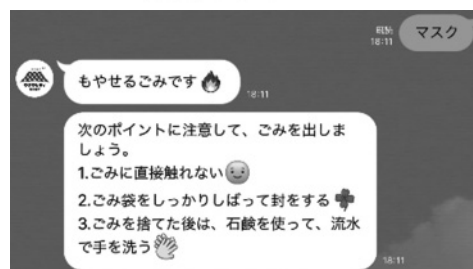
防災、子育て、観光、ごみ、新型コロナなどの各分野の情報や市ホームページに、ワンタッチでいつでもアクセスできる。



【ごみ分別の自動案内】

トーク画面に、ごみや資源物の品名を入力すると、分別方法や出し方を自動で回答する。

配信項目 全1168種類（ごみの種別）



③ 防災情報の配信

災害時の避難情報などは、登録者全員に配信する。

※現行の危機管理局のアカウントの役割は、今年度末までに「鹿児島市LINE公式アカウント」に統合する。

④ 利用者による情報の拡散を促す発信

「タイムライン機能」を活用し、イベント告知やキャンペーンのPRなどの情報を日々タイムリーに投稿し、利用者によるLINE上での情報発信（拡散）につなげる。

⑤ 登録推進に向けた取り組み

“いまどき鹿児島弁”を付けたスタンプ8種類を登録者先着5万人に無料で配布した。



⑥ 「鹿児島市 LINE 公式アカウント」を友だち登録する主な方法

- ・LINE アプリから、「友だち追加」のページの「QR コード」をタップして、出てきたページで登録用の QR コードをスキャンする。



【 登録用の QR コード 】

- ・LINE アプリから「ホーム」のページの「検索」をタップし、検索ワード入力欄に「鹿児島市」と入れて検索する。

2. 鹿児島市公式 Facebook、Twitter、Instagram アカウント

(1) Facebook、Twitter、Instagram のそれぞれの特徴




	フェイスブック Facebook	ツイッター Twitter	インスタグラム Instagram
メインで投稿するもの	文章 (画像、動画、URLも投稿できる)	140字以内の短い文章 (画像、動画、URLも投稿できる)	写真、動画 (150文字以内でキャプションやハッシュタグも投稿できる)
特徴	もっとも多いユーザー数を誇るSNS。 実名でアカウント登録をするという特徴があり、友人同士のつながりを持ちやすいほか、ビジネスの場面で利用されることが多い。	140文字という限られた文字数での「つぶやき」を主に投稿するSNS。 写真やURL、動画もプラスできるため、さまざまな訴求効果が高いことが特徴。 そのため、企業や自治体のアカウントも多く、一次的な情報が飛び出しやすいことで知られている。 リアルタイム性を求める人が愛用している。	若い世代を中心に火が付いたSNS。今では幅広い年齢層に利用されている。 特徴は、写真やイラストなど「画像」の投稿がメインであること。目から入る情報が大きいため、いかに他のユーザーの目を惹く画像を投稿するかが競われている部分もある。 いわゆる「インスタ映え」という言葉はここから生まれた。
ユーザー層 (利用率 ※)	30代が中心。男性の比率がやや高い。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 30代 48.2% ・ 20代 39.3% ・ 40代 32.5% ・ 男性 33.4% ・ 女性 32.1% 	10～30代が中心。男性の比率が高い。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 20代 69.7% ・ 10代 69.0% ・ 30代 47.8% ・ 男性 41.8% ・ 女性 35.4% 	10～30代が中心。女性の比率が高い。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 20代 64.0% ・ 10代 63.4% ・ 30代 48.6% ・ 男性 31.9% ・ 女性 43.8%
つながり	実際の友達・仕事関係の人が中心（ある程度面識がある人が多い）	実際の友達・共通の趣味を持ったオンラインの友達を中心（面識がない人も多い）	仲の良い実際の友達を中心
投稿できるデバイス	PC, スマホ	PC, スマホ	スマホのみ (PCで閲覧は可能)
実名 or 匿名	実名のみ	どちらでも可	どちらでも可
投稿の拡散性	中	高	低

※利用率は、総務省情報通信政策研究所「令和元年度 情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書（令和2年9月発表）」から抜粋

(2) Facebook



アカウントの名前	アカウント画像	概要	担当課
鹿児島市広報課		市政を身近に感じ、理解や関心を深めてもらえるよう、市の取り組みやイベントなどの市政情報をタイムリーに発信する。	広報課
Kagoshima City International Affairs Division		鹿児島市の旬の情報を英語・中国語・韓国語・日本語の4ヶ国語で発信する。	国際交流課
鹿児島市東京事務所		首都圏在住の皆様を中心に、首都圏における鹿児島関連のイベント情報等を発信している。	東京事務所
鹿児島市移住促進ポータルサイト「かごしま移住ライフ」		本市の魅力や生活環境、移住に関する就労、住まい、子育て支援等の情報を発信する。	移住推進室
鹿児島市市民協働課		鹿児島市内のNPOの活動やNPOを支援する事業等に関する情報を掲載する。	市民協働課
ゼロカーボンシティかごしま		2050年までにCO ₂ 排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティかごしま」に関連する鹿児島市の取組や、市民・事業者の取組をタイムリーに発信する。	環境政策課
かごしま生きものラボ		鹿児島市の自然や生きものなどをご紹介し、鹿児島市の生物多様性についての情報を発信する。	環境保全課
すこやか子育て交流館（りぼんかん）		子育て応援ポータルサイト（夢すくすくねっと）と連動して、鹿児島市の子育てに関する情報をお知らせする。	子ども政策課

<p>鹿児島市世界遺産・ジオパーク推進課</p>		<p>世界遺産の紹介や、関連するイベント等の情報を発信する。</p>	<p>世界遺産・ジオパーク推進課</p>
<p>ビジネス・インキュベーションかごしま</p>		<p>ソーホーかごしま・マークメイザン入居者募集や各種セミナー・イベント等の開催案内、補助金募集など創業関連の情報をタイムリーに掲載する。</p>	<p>産業創出課</p>
<p>グリーンファーム (鹿児島市観光農業公園)</p>		<p>鹿児島市観光農業公園で行われる楽しいイベントや体験プログラム情報をタイムリーに掲載する。</p>	<p>グリーンツーリズム推進課</p>
<p>グリーンツーリズム推進課</p>		<p>鹿児島市が実施する事業やイベントなど本市のグリーン・ツーリズムに関連する情報を発信する。</p>	<p>グリーンツーリズム推進課</p>
<p>桜島フェリー</p>		<p>桜島フェリーのイベント、運航情報や、桜島の観光情報などをはじめ様々な情報をお届けする。</p>	<p>船舶局総務課</p>
<p>鹿児島市平川動物公園</p>		<p>平川動物公園のコアラやホワイトタイガーなどの動物やイベント情報等を発信する。</p>	<p>平川動物公園</p>
<p>鹿児島市立美術館</p>		<p>鹿児島市立美術館の展覧会や講座・講演会などのイベントに関する情報を発信する。</p>	<p>鹿児島市立美術館</p>
<p>鹿児島市立少年自然の家</p>		<p>鹿児島市立少年自然の家が主催する事業の案内や事業の様子をお知らせする。</p>	<p>少年自然の家</p>
<p>鹿児島市立学習情報センター</p>		<p>鹿児島市立学習情報センターは、鹿児島市立の幼小中等高等学校における児童生徒の情報活用能力の向上と、情報教育及び教育におけるICT活用を推進、支援している。</p>	<p>鹿児島市立学習情報センター</p>





鹿児島市消防・防災		鹿児島市で発生した災害など防災に関する情報及び鹿児島市消防局が実施するイベントに関する情報などを発信する。	消防局 情報管理課
鹿児島市交通局		交通局を身近に感じ、市電・市バスに興味関心を持っていただけるような情報を発信していく。	交通局 総合企画課 他
鹿児島市伊敷支所 いしき支所「かわら版」		伊敷支所の取り組みに興味や親しみをもってもらえるよう、管内の行事やイベントなどの情報を発信していく。	伊敷支所 総務市民課 他

(3) Twitter

アカウントの名前	アカウント画像	概要	担当課
かごしま市公式ツイッター		市の取り組みのPRや観光情報を、タイムリーにより身近に感じてもらうように発信する。	広報課
鹿児島市シティプロモーション		鹿児島市のシティプロモーションに関する情報を広く発信する。	広報戦略室
ゼロカーボンシティかごしま		2050年までにCO ₂ 排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティかごしま」に関連する鹿児島市の取組や、市民・事業者の取組をタイムリーに発信する。	環境政策課
平川動物公園		平川動物公園のコアラやホワイトタイガーなどの動物やイベントを紹介する。	平川動物公園
鹿児島市立美術館		鹿児島市立美術館の展覧会や講座・講演会などのイベントに関する情報を発信する。	鹿児島市立美術館

桜島フェリー		桜島フェリーの主催する各種クルーズや桜島島内での情報を発信していく。	船舶局営業課
鹿児島市交通局		交通局に関するお知らせや運行情報等を掲載する。	交通局総合企画課

(4) Instagram

アカウントの名前	アカウント画像	概要	担当課
かごシマファン		本市の取り組みやまちのにぎわい、本市ならではの自然や景観、食など多彩な魅力を、写真を通して広く発信する。	広報課
ゼロカーボンシティかごしま		2050年までにCO ₂ 排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティかごしま」に関連する鹿児島市の取組や、市民・事業者の取組をタイムリーに発信する。	環境政策課
かごしま生きものラボ		鹿児島市の自然や生きものなどをご紹介し、鹿児島市の生物多様性についての情報を発信する。	環境保全課
メイドインかごしま		「かごしまの新特産品コンクール」入賞商品（市内業者）を中心に、鹿児島の特産品や工芸品の情報を発信する。	産業支援課
桜島フェリー		桜島フェリーや桜島の風景など、写真を通して桜島フェリーの魅力を広く発信する。	船舶局営業課

【用語解説】

○Web サイト

インターネット上で、さまざまな情報を提供するページやその集合。一般的に「ホームページ」と「Web サイト」は同じ意味で使われることが多い。

○ハッシュタグ（「#」）

投稿に対する「ラベル」のようなもので、自身の投稿がどのようなものか分類するのに使われている。

Instagramだけでなく、TwitterやFacebookなど多くのSNSに実装されている機能であるが、Instagramでは特にこのハッシュタグを使つての投稿が盛んに行われており、一種の文化として定着している。

Instagramでは「#」をつけて投稿すると、自動的にハッシュタグとして認識され、同じハッシュタグを使った投稿の一覧へリンクされる。

○URL

「http://www.」「https://www.」から始まるもので、インターネット上の「情報の住所」のこと

○キャプション

写真や挿絵に添えた説明文のこと。インスタグラムにおいては、投稿した画像の補足情報を入力する項目のことを指す。

特 集 2

デジタルトランスフォーメーション (DX)

近年のデジタル技術の急速な発展に伴い、日々の暮らしや産業活動において、リアルタイムに情報やデータが活用・共有されるデジタル社会に変貌してきており、今後、あらゆる分野においてデジタルトランスフォーメーションを進めていくことが必須とされている。今特集では、国の資料等を基にデジタルフォーメーションをめぐる動きを紹介する。

1 デジタルトランスフォーメーション (DX)

(1) デジタルトランスフォーメーション (DX) とは

スウェーデンのウメオ大学のエリック・ストルターマン教授が2004年（平成16年）に提唱した概念で、「進化し続けるテクノロジーが、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」というもので、デジタル技術により、既存の価値観や枠組みを根底から覆すような革新的なイノベーションをもたらすものである。

経済産業省では平成30年5月に「デジタルトランスフォーメーションに向けた研究会」（座長：青山幹雄南山大学理工学部ソフトウェア工学科 教授）を設置し、ITシステムのあり方を中心に、我が国・企業がDXを実現していく上での現状の課題の整理とその対応策の検討を行い、『DXレポート～ITシステム「2025年の崖」の克服とDXの本格的な展開～』として報告書を取りまとめた（平成30年9月7日公表）。

報告書においては、DXを実現していく上でのアプローチや必要なアクションについての認識の共有が図られるようにガイドラインを取りまとめることが必要であるとの指摘がなされ、ガイドラインの構成案について提言がなされたことから、同年12月に、同省が「DX推進ガイドライン」を作成し、DXについてわかりやすくまとめている。

このDX推進ガイドラインでは、DXについて、「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。」と定義している。

※デジタルトランスフォーメーション (Digital Transformation) が「DX」と表記されるのは、「Trans」の部分を「X」と略すという英語圏の慣例からきている。

(2) デジタルトランスフォーメーションの実現に活用される技術

DXの実現に活用される技術として、「AI」「IoT」「5G」がある。

① AI (Artificial Intelligence)

日本語では人工知能と表される。データを扱う技術のなかで、特に注目されているのが人工知能である。中でも、大量のデータから自律的にパターンを学習する機械学習の技術が注目されている。DX実現においては重要な役割を担っており、AIを活用することにより、データの認識（画像認識や音声認識、テキスト処理）やデータの予測をすることができる。

② IoT (Internet of Thing)

「モノのインターネット化」についての技術のこと。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出す。

③ 5G (5th Generation)

「第5世代移動通信システム」のことで、「高速大容量」「高信頼・低遅延通信」「多数同時接続」という3つの特徴を持っている。この技術を活用することで、社会の在り方や人々の生活を大きく変えるといわれており、具体的には、遠隔技術の活用、車の自動運転の推進、IoT化の加速、働き方改革の推進などの実現が可能となるとされている。

1G…1980年代に登場したアナログ携帯電話

2G…1990年代、通信がアナログからデジタルに移行し、インターネットへの接続が始まった

3G…2000年代、通信の高速化が可能になりモバイル機器でのインターネット接続が一般化

4G…2010年代、LTEという高速化技術とスマートフォンの台頭で生活やビジネスの利便性が向上

2 デジタルトランスフォーメーションの必要性

経済産業省のDXレポートでは、既存システムの課題と問題点を分析し、ビジネスモデルの転換の必要性とDXを推進しない場合の影響について次のように報告している。

(1) 現状

① 既存システムのブラックボックス化

我が国では、早い段階から企業の情報化が進められてきた一方、既存システムが、事業部門ごとに構築されて、全社横断的なデータ活用できなかつたり、過剰なカスタマイズがなされているなどにより、複雑化・ブラックボックス化し、足かせとなっている現状がある。

② IT人材の不足

一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会の「企業IT動向調査報告書2017」によると我が国企業のIT関連予算の8割は現行ビジネスの維持・運営に割り当てられ、新たな付加価値を生み出すために必要なIT戦略に対して、資金・人材を十分に振り向けていないという課題があるとしている。

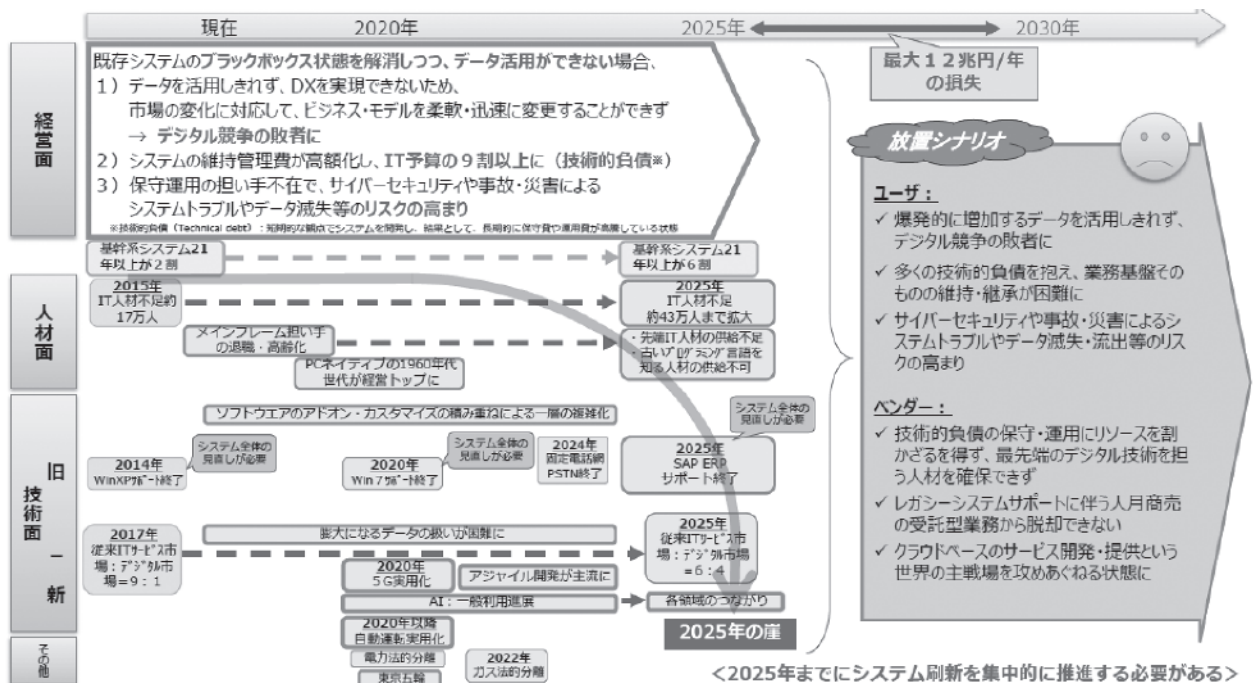
また、先端的な技術を学んだ若い人材を、老朽化したシステムのメンテナンスに充てるなど、そうした人材にとって魅力のある業務ではないために離職してしまったりするといった実態もあるとしている。

(2) 課題

企業の多くの経営者が、将来の成長、競争力強化のために、新たなデジタル技術を活用して新たなビジネスモデルを創出・柔軟に改変するDXの必要性について理解しているが、上記のような現状があることから、いかにこれを実行するかが課題となっている。

この課題を克服できない場合、DXが実現できないのみでなく、2025年以降、最大12兆円/年(現在の約3倍)の経済損失が生じる可能性があるとして試算している。

⇒ “2025年の崖”



3 産業におけるデジタルトランスフォーメーションの推進

(1) 情報処理の促進に関する法律（情報処理促進法）の改正（令和2年5月15日施行）

令和元年11月に、我が国産業における新たなデジタル技術やデータの活用を促進するため、「情報処理の促進に関する法律」の一部を改正し、指針の策定及び認定制度の創設を規定した。

① 改正の趣旨

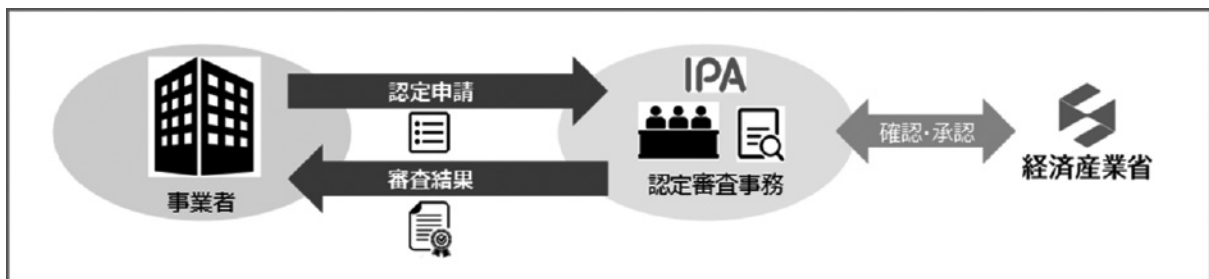
政府においては、新たなデジタル技術や多様なデータを活用して経済発展と社会的課題の解決を両立していく Society 5.0の実現を目指しており、この実現のために、企業のデジタル面での経営改革、社会全体でのデータ連携・共有の基盤づくり、安全性の確保を官民双方で行い、社会横断的な基盤整備を行うための措置を講ずる必要がある。

② 概要

ア 企業のデジタル面での経営改革

企業経営における戦略的なシステムの利用の在り方を提示した指針（デジタルガバナンス・コード）を国が策定し、優良な取組を行う事業者を認定する制度を創設する。

- ・デジタル・ガバナンスコードとして、企業がDXを進める上でも望ましいと考えられる取組を示すことで、経営者が自ら社内のITシステムの現状を把握し、経営の変革に取り組むことを促すことを期待している。
- ・国が優良な企業を認定することで、優良な取組を行っている企業を外部からも「見える化」し、企業の外側からのDXを促すことも期待をしている。



イ 社会全体でのデータ連携・共有の基盤づくり

異なる事業者間や社会全体でのデータ連携・共有を容易にするために必要な共通の技術仕様（デジタルアーキテクチャ）の策定を行うことを独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の業務に追加する。

⇒具体的には、「デジタルアーキテクチャ・デザインセンター」を設立（令和2年5月15日）

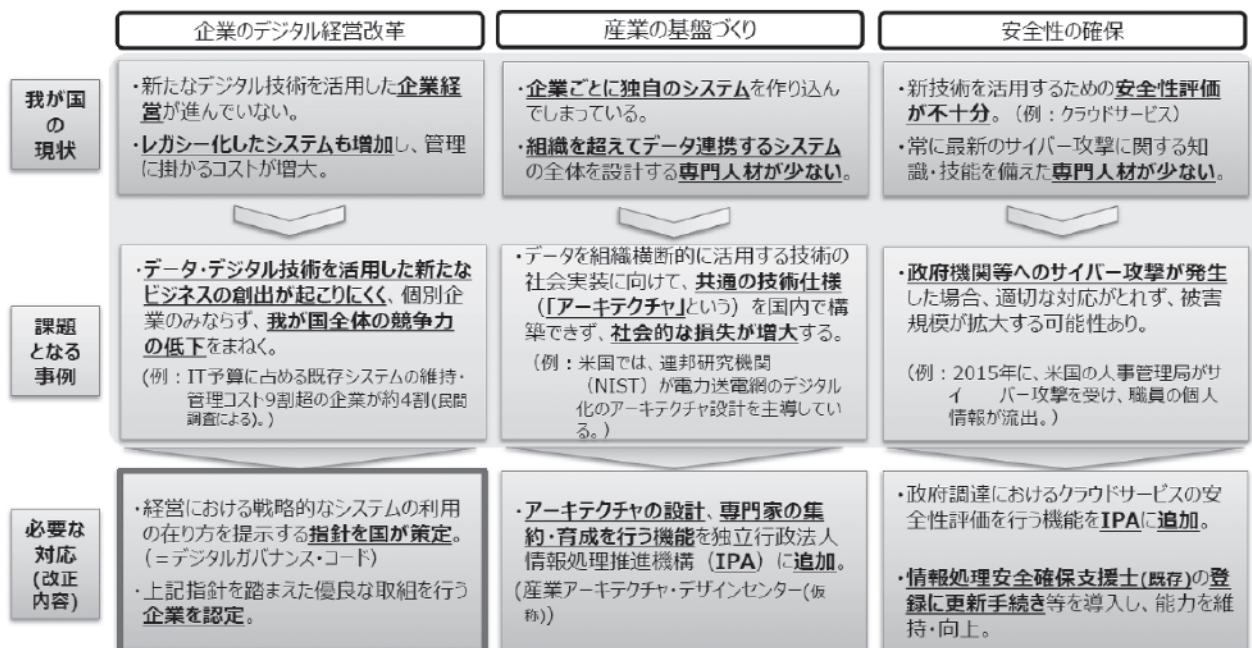
【同センターの主な機能】

アーキテクチャ設計：政府や事業者の依頼に応じて、異なる事業者間や社会全体でのデータやシステムの連携を容易にするために必要な全体の設計図である「アーキテクチャ」を設計する

専門家の育成：設計を主導できる専門家の育成を担う

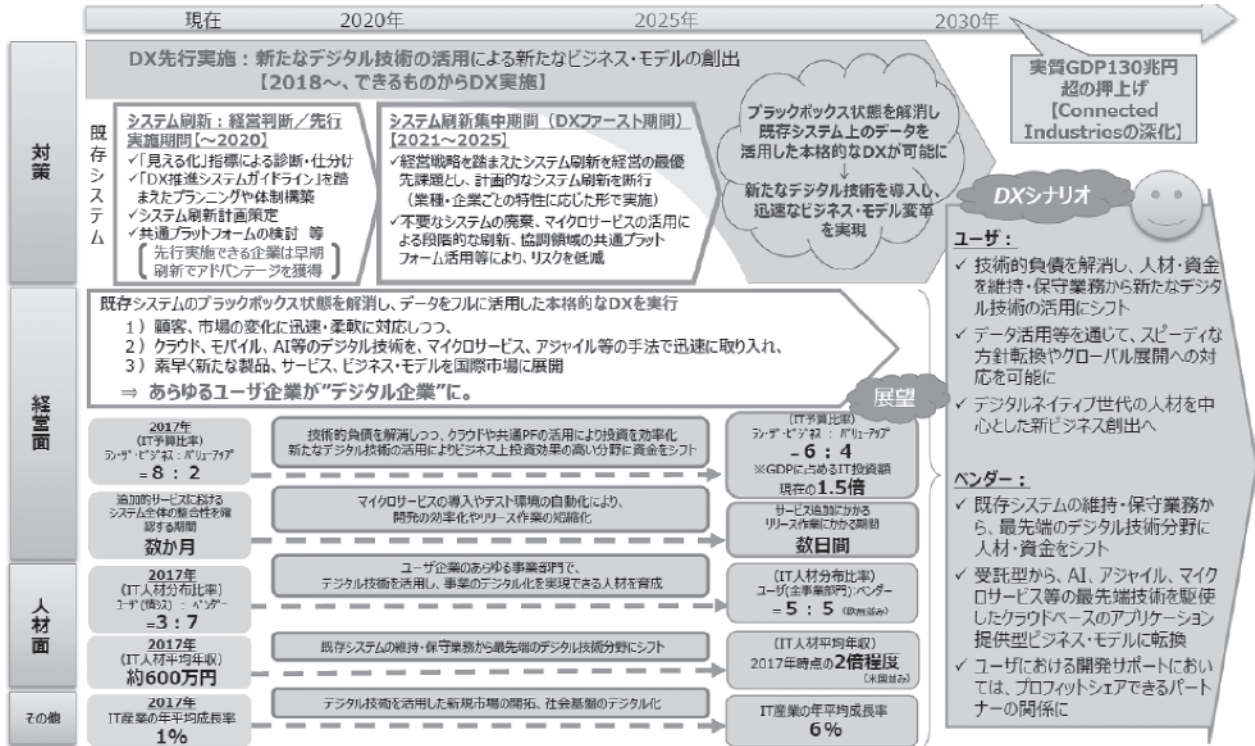
調査および国際連携：将来的にアーキテクチャ設計が必要となりうる領域に関する実現可能性調査、および国内外の関係機関との連携方法の検討・情報交換等を行う

【 改正「情報処理の促進に関する法律」の概要 】



(2) デジタルトランスフォーメーション実現のシナリオ

2025年までの間に、複雑化・ブラックボックス化した既存システムについて、廃棄や塩漬けするもの等に仕分けしながら、必要なものについて刷新しつつ、DXを実現することにより、2030年実質GDP 130兆円超の押上げを実現するとしている。



4 国・地方を通じたデジタル・ガバメントの推進

デジタル・ガバメントとは、デジタル技術の徹底活用と、官民協働を軸として、全体最適を妨げる行政機関の縦割りや、国と地方、官と民という枠を超えて行政サービスを見直すことにより、行政の在り方そのものを変革していくことである。

単に情報システムを構築する、手順をオンライン化するということを意味するものではなく、利用者から見て一連のサービス全体を、「すぐ使えて」、「簡単で」、「便利な」ものにするなど、Society 5.0時代にふさわしい行政サービスを国民一人一人が享受できるようにすることを目的とする。

(1) デジタル・ガバメント実行計画（令和元年12月20日閣議決定）

① 計画の趣旨

社会全体のデジタル化の中で、国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動においてデジタル技術の便益を享受し、一人ひとりのニーズに合った形で社会課題を解決しつつ、安全で安心な暮らしや豊かさを実感できるようにするために、以下のような社会の実現を目指す。

ア 必要なサービスが、時間と場所を問わず、最適な形で受けられる社会

全ての人がそれぞれの持つ能力を最大限に発揮し、「持続的で豊かな暮らし」を実感することができるように、必要なサービスが、時間と場所を問わず、それぞれのニーズに対して

最適な形で受けられる社会を目指す。

- イ 官民を問わず、データやサービスが有機的に連携し、新たなイノベーションを創発する社会
- 社会的課題の迅速かつ柔軟な解決や持続的な経済成長を実現するため、多様な主体がデジタル技術を介して協働するとともに、官民を問わず、あらゆるデータやサービスが有機的に連携し、新たなイノベーションを創発する社会を目指す。

② 計画期間

2019年（令和元年）12月20日から2025年（令和7年）3月31日まで

③ 計画の概要

ア サービスデザイン・業務改革（BPR）の徹底による行政サービス改革

- ・利用者のニーズから出発する、エンドツーエンドで考える等のサービス設計12箇条に基づく、「すぐ使えて」、「簡単」で、「便利」な行政サービス
- ・利用者にとって、行政のあらゆるサービスが最初から最後までデジタルで完結される行政サービスの100%デジタル化の実現
- ・利用者の違いや現場の業務の「ばらつき」まで詳細に把握・分析する業務改革（BPR）の徹底、フロー図等の作成による行政サービス全体のプロセスの可視化

イ デジタル・ガバメント実現のための基盤の整備

- ・統一的な政府情報システムの将来的な在り方などデジタル・ガバメント実現のためのグラウンドデザインの策定
- ・政府全体で共通的に利用するシステム、基盤、機能等（デジタルインフラ）の整備
- ・政府情報システムの整備におけるクラウドサービスの利用の検討の徹底
- ・行政のデジタル化における情報セキュリティ対策・個人情報保護等の徹底
- ・データ標準の普及など行政データ連携の推進、行政保有データの100%オープン化

ウ 政府CIOによる一元的なプロジェクト管理の強化等

- ・政府CIOの下、全ての政府情報システムについて、予算要求前から執行の各段階における一元的なプロジェクト管理を強化
- ・政府情報システムの効率化、高度化等を図るため、デジタルインフラに係る情報システム関係予算の一括要求・一括計上
- ・機動的かつ効率的、効果的なシステム整備のため、契約締結前に複数事業者と提案内容について技術的対話を可能とする新たな調達・契約方法の試行
- ・政府情報システムの運用等経費、整備経費のうちシステム改修に係る経費を令和7年度までに3割削減を目指す（令和2年度比）
- ・政府におけるセキュリティ・IT人材の確保・育成

エ 行政手続のデジタル化, ワンストップサービス等の推進等

- ・デジタル手続法に基づき行政手続のオンライン化を進め、国の手続件数の9割についてオンライン化を実現予定。毎年度計画を改定し対象を拡大
- ・登記事項証明書（令和2年度以降）、戸籍（令和5年度以降）等について、行政機関間の情報連携の仕組みを整備し、順次、各手続における添付書類の省略を実現
- ・子育て、介護、引越し、死亡・相続及び企業が行う従業員の社会保険・税に関する手続についてワンストップサービスを推進
- ・法人等に係る行政手続等の利便性向上のための法人デジタルプラットフォーム整備
- ・安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及とマイナンバー制度の利活用の促進等

オ デジタルデバイス対策

- ・行政のデジタル化に当たっては、年齢、障害の有無、性別、国籍、経済的な理由等にかかわらず、全ての人々が不安なくデジタル化の恩恵を享受できる環境を整備

カ 広報等の実施

- ・専門的・技術的な用語に頼らずに国民等に丁寧かつ分かりやすい広報の実施

キ 地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進

- ・マイナポータルの活用等により地方公共団体の行政手続（条例・規則に基づく行政手続を含む）のオンライン化を推進
- ・複数団体により共同でクラウド化を行う自治体クラウドを推進
- ・業務プロセス・情報システムの標準化を推進
- ・AIを活用するためのガイドブック作成等によりAI・RPA等による業務効率化を推進
- ・令和元年度開催した「自治体ピッチ～Pitch to Local Governments～」の継続実施
- ・クラウドサービスの利用等の在り方を含めて、新たな情報セキュリティ対策を検討
- ・オープンデータの推進による地域の課題の解決の促進
- ・「地域情報化アドバイザー」の活用促進等によるセキュリティ・IT人材の確保・育成
- ・デジタル・ガバメント構築のための総合的な戦略として、官民データ活用推進計画の策定を推進

ク 民間手続におけるデジタル技術の活用促進

- ・各府省における法令に基づく民間手続のオンライン化の検討状況のフォローアップ

5 世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画 (IT 新戦略) の変更 (令和2年7月17日閣議決定)

官民データ活用推進基本法 (平成28年法律第103号) 第8条第7項の規定に基づき、世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画 (令和元年6月14日閣議決定) の全部が変更された。

今回の変更では、新型コロナウイルス感染症がもたらした社会や価値観の変容と課題、政策策定の視点が多く盛り込まれている。

(1) 新型コロナウイルス感染症がもたらした社会・価値観の変容

新型コロナウイルス感染症は、我が国の経済や生活、働き方、教育、行政、医療、防災など、さまざまな分野での社会や価値観の変容をもたらした。



(2) 今般の緊急事態下でのデジタル対応について指摘されている課題例

内閣官房 IT 総合戦略室では、今般の緊急事態下ではデジタル対応で指摘されている課題例として以下の点を挙げている。

① 特別定額給付金

- ・マイナポータルを利用した申請を可能としたことで、これを利用した場合、前回 (2009年) に比して、申請の受付開始までの期間や、申請に要する時間は大幅に短縮
- ・一方で、給付に至るまでの手続き全体のデジタル化、マイナンバーの活用に係る制度的制約、マイナンバーカードの普及等の課題あり
- ・デジタル対応が可能となっているにもかかわらず、活用されずに、迅速な給付等に支障が出たケースもあり

② 雇用調整助成金

- ・政府 CIO の下で行われている一元的なプロジェクト管理による対応がなされることなく急遽構築されたオンライン申請システムが、複数のシステム障害により運用停止。当該システムにより目指されたオンライン化が実現せず、手続きは従前の通り窓口又は郵送のみ

③ テレワーク

- ・手続や契約に係る書面・押印の慣行等に起因して、出社を余儀なくされたケースがあったと言われている
- ・政府での Web 会議環境に関し、各府省庁において縦割りの LAN 環境が構築されていることにより、府省庁間や、民間企業・地方公共団体との Web 会議サービスの接続が困難となる状況が発生

④ オンライン教育

- ・端末や通信環境の課題、ノウハウの不足、学校間・地域間の格差
- ・遠隔教育の制度上の扱いについて、今般、特例的な措置が講じられたが、必要な制度上の措置の更なる明確化が求められる

⑤ データの活用

- ・保健所等からの陽性者の報告が当初はファックスで行われていたなど、デジタルデータの活用により効率性・利便性を向上させる視点が欠けていたケースが多く見られた

⑥ 制度の不統一

- ・民間事業者が、住民から得られるデータを活用して新型コロナウイルス対策に資するサービスを提供するに当たり、居住地域ごとに異なる個人情報保護ルールに対応するために、多くのコストが費やされたケースが報告された

⑦ 災害への対応

- ・感染症と自然災害に同時に襲われる事態が現実には生じていることを踏まえ、テクノロジーを駆使して効率的・効果的に災害に対応することが喫緊の課題

(3) デジタル強靱化社会における IT 新戦略の概要

今般のコロナ禍は、働き手・学生・生活者それぞれが、オンライン化を実現できていない現状の不自由さを、分野・地域を問わず身をもって経験する初めての機会となったものであり、この体験を一過性のものとして終わらせることなく、あえて言えばピンチをチャンスに、この機会に我が国をデジタル技術により強靱化させ、我が国経済を再起動するとの考えの下、IT をユーザーの自律的な判断・行動するツールとし、本格的・抜本的な社会全体のデジタル化を進める必要があるとしている。

① 国民の生命を守り経済を再生するためのデータ利活用

感染症対策の支援等に官民のデータを活用する観点からも、個人・法人の権利利益を保護しながら、官民連携したデータ利活用を促進するための各種制度、環境の整備を引き継ぎ推進し、国民の誰もが、データ利活用による便益を実感できる社会の実現を目指す。

- ・安全・公正なデジタル市場のルール形成
- ・円滑なデータ流通に向けた環境整備
- ・オープンデータの更なる深化
- ・シェアリングエコノミーの更なる推進

② 接触機会を減らし利便性を向上させるためのデジタル・ガバメント

デジタル技術の徹底活用と、国と地方、官と民の枠を超えた行政サービスの見直しにより、デジタル社会に対応したデジタル・ガバメントを実現し、非常時においても持続可能な社会の実現、人口減少など社会課題の解決、経済成長の実現を目指す。

デジタル・ガバメント実行計画（令和元年12月20日閣議決定）では、デジタル・ガバメントを実行するために必要となる事項を、誰が、何を、どうやって取り組むかについて定めており、今後、同計画の取組の加速化を図り、非常時においても持続可能な社会を構築するために必要となる新たに積極果断に取り組むべき事項も見定め、同計画も見直す。

特に、新型コロナウイルスの感染拡大への対応を踏まえ、強靱なデジタル社会構築の実現に向けて、以下に取り組む。

ア 行政のデジタル化の徹底

デジタル3原則「①デジタルファースト②ワンスオンリー③コネクテッド・ワンストップ」に基づく行政のデジタル化の徹底を図る。その際に必要となる情報システムの整備にあたっては、迅速かつ柔軟に進めるため、クラウドサービスの利用を第一候補として検討するとともに、共通的に必要とされる機能は共通部品として共用できるよう、機能ごとに細分化された部品を組み合わせる設計思想に基づいた整備を推進する。

イ 政府ネットワーク環境の再構築

行政のデジタル化の徹底の一環として、正常時・非常時のいずれにおいても適切に行政サービスを提供できるように、省庁内の会議はもとより、省庁間の会議などにおいても、リモートで実施することが可能となる環境を早急に整備するとともに、行政の情報システム及びネットワークのうち、特に、基盤となるネットワーク環境について、クラウドサービス利用の本格化を踏まえ、行政全体の最適化や利便性とセキュリティの両立を前提に検討を進め、その整理・再構築に向けた実証等を進める。

ウ 地方公共団体のデジタル化

- a 全ての市町村におけるマイナポータル・ぴったりサービスの活用によるオンライン化を促進

- ・従来の紙を前提とした方法をそのままオンライン化するのではなく、地方公共団体が自ら利用者視点に立ったBPRを必ず行って、エンドツーエンドでデジタル化を進めることができるよう、マイナポータルを使い勝手を常時向上させるとともに、優先的にオンライン化に取り組むべき手続の申請フォームのひな形をマイナポータル・ぴったりサービスにプリセット など
 - ・住民等からの申請の総件数が多いが、オンラインで完結できないものについては、その課題を整理。
 - ・やむを得ず対面で手続を行うときにおいても、予約の仕組みの導入を促進
- b 地方公共団体の業務プロセス・システムの標準化，クラウド化，AIの活用等の促進

③ 社会基盤の整備

オンライン化・リモート化による社会構造の変革や、人々の行動変容を図ることにより、デジタル強靱化を進めていくためには、その前提として、デジタル・ガバメント、インフラの整備、デジタル格差対策、データ流通環境の整備、セキュリティ・トラストの確保、災害対応能力の強化といった社会基盤を整備する必要がある。

④ 規制のリデザイン

感染症等の危機に対応可能な強靱なデジタル社会の構築のためには、社会状況の変化を反映し、デジタルの活用を再設計（リデザイン）する必要がある。

- ・医療分野については、新型コロナウイルスの感染拡大の中で非常時の時限的対応として可能となった初診を含むオンライン・電話による診療等について、検証。検証結果を踏まえ、医療の現場に定着すべき所要の措置について検討
- ・教育分野については、学校休業が長期化し教育課程の実施に支障が生じる事態を受けて、遠隔授業において、受信側に教師がいることを求める要件や、同時双方向であることを求める要件の緩和など、種々の特例的措置がとられている。今後、これらの措置の実施状況を踏まえ、今後の同様の緊急事態における学びの継続や、遠隔教育の有効な活用を可能とする環境整備の方策について検討
- ・テレワーク等の推進とデジタル時代に向けた規制・制度の見直しの観点から、規制改革推進会議は、IT総合戦略本部と連携し、書面主義、押印原則、対面主義に関するこれまでの規制・制度・慣行の見直しに取り組む。
- ・行政機関等の内部手続について、制度的な対応が不要な押印・書面提出等は速やかに廃止。制度的な対応が必要なものについては、官民を通じた業務プロセス全体を見渡した業務見直しの中で検討。特に、会計について、契約書を除いて押印廃止、契約書については電子的手段の利活用促進を図るなど、契約相手の負担軽減を行う

基本的考え方 国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できる強靱なデジタル社会の実現

Society 5.0時代にふさわしいデジタル化

- ▶ 国民の利便性を飛躍的に向上させ、国・地方・民間の効率化を徹底
- ▶ データを新たな資源として活用し、全ての国民が不安なくデジタル化の恩恵を享受

デジタル強靱化社会を先導する、社会実装

- 5Gと次世代信号や、自動運転の実現による「先駆的 社会インフラ網」の整備
- スマートフードチェーンの構築等による食関連産業の安定的・持続可能な発展
- 民事訴訟手続、刑事手続のデジタル化
- 全国民のQOL向上のための「健康・医療・福祉分野のデータ活用」
- 港湾の生産性革命を実現する「サイバーポート」
- 「運転免許システムの合理化・高度化」による国民負担の軽減等

コロナ対策で見えてきた萌芽と課題

- ▶ 「デジタル化・オンライン化」、「WorkとLifeの近接化」、「データの積極活用」、「グローバル経済の再構築」
- ▶ <社会の仕組みの変化>・<ライフスタイルの変化>・<ITの変化>

コロナ後のニュー・ノーマルの視点

- ▶ 「対面・高密度から『開かれた疎』へ」、「一極集中から分散へ」、「迅速に危機対応できるしなやかな社会へ」

国民の生命を守り経済を再生するための、データ利活用

- デジタル社会構築TFを受けた分野間データ連携のルール整備、データ・ガバナンスに関する戦略
- 学習データ、健康・医療関連データの活用
- 情報銀行やトラストサービスのルール整備、データ取引市場の活性化、国際データ流通環境の構築、個人情報保護法制の一元化
- <地方と密接連携を要する取組>
- 災害対応におけるAIチャットボットやシェアリングエコノミー等の活用

接触機会を減らし利便性を向上させるための、デジタル・ガバメント

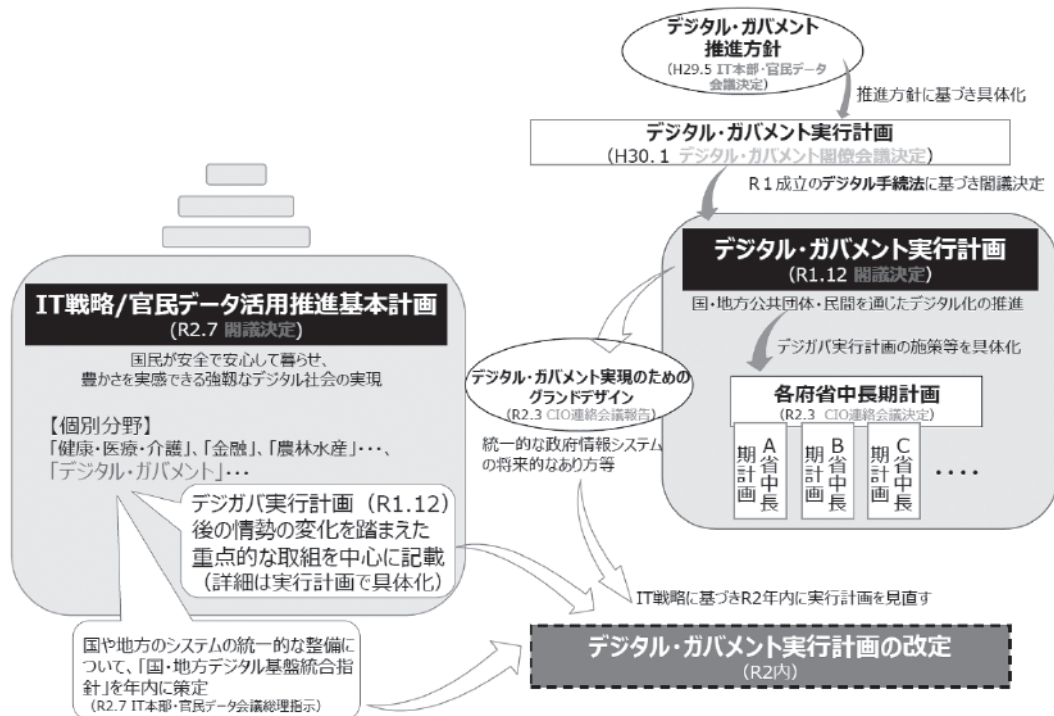
- デジタル社会の基盤としてのマイナンバー制度
- 政府ネットワーク環境の整理・再構築に向けた実証を進めるなど、「デジタル・ガバメント実行計画」等に基づく取組の加速化
- <地方と密接連携を要する取組>
- 全ての市町村において、マイナポータル・びっぴりサービスを活用
- 業務プロセス・システムの標準化、クラウド化、AIの活用

デジタル強靱化に向けた、社会基盤の整備／規制のリデザイン

<p>5G等インフラ再構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ● Beyond 5G推進戦略の策定・実行 ● 国家公務員のテレワーク環境の大幅な拡充 	<p>基盤技術 AI、セキュリティ対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 防災×テクノロジー ● 遠隔に対応した書面・押印・対面主義の見直し 	<p>働き方改革 くらし改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 防災×テクノロジー ● 遠隔に対応した書面・押印・対面主義の見直し 	<p>スタートアップ 経済活動・企業活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自動運転×MaaS 	<p>人材育成・学び改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ● GIGAスクール構想（1人1台端末）の加速 ● デジタル活用支援員の制度化 	<p>デジタル格差対策</p>
---	---	--	---	--	------------------------

IT新戦略とデジタル・ガバメント実行計画等との関係性

IT新戦略では、官民データ利活用の推進等により課題の解決が期待される8つの重点分野（電子行政、健康・医療・介護、官公、金融、農林水産、ものづくり、インフラ・防災・減災等、移動）が指定されており、このひとつである電子行政分野における取組方針を規定したものが「デジタル・ガバメント推進方針」および「デジタル・ガバメント実行計画」である。IT新戦略に基づき、令和2年度中にデジタル・ガバメント実行計画を見直すこととしている。



6 令和3年度総務省所管予算概算要求 (デジタル・ガバメント関連)

総務省は、令和3年度予算の概算要求で、国・地方を通じたデジタル・ガバメントの推進に向けて、139億5千万円を計上した。そのうち、地方自治体のデジタルトランスフォーメーションの推進に向けては、38億8千万円を計上。これは2年度の当初予算比の約5倍と大幅に拡充した内容となっており、行政手続きのオンライン化や情報システムの仕様統一、セキュリティー対策などが柱となっている。これらを促すための「自治体 DX 推進計画」も2年度内に策定し、業務の効率化を図ろうとしている。

自治体では新型コロナウイルス対策の10万円給付でデジタル化の遅れを露呈したことから、システムのクラウド移行を促すため、セキュリティー対策の補助などに32億円を充てる予定である。各自治体でばらばらなシステムの仕様を統一する支援経費も約4億円盛り込んでいる。

手続きのオンライン化では、複数の自治体で実証実験を進め、マイナンバーカードの専門サイト「マイナポータル」と自治体のシステムとの接続に必要な要件などを盛り込んだガイドラインも作る方針である。

新型コロナ禍を踏まえ、職員のテレワーク推進に向けた調査事業も実施し、人工知能 (AI) の導入も図る予定である。

2年度内につくる自治体 DX 推進計画で、自治体が取り組む方策や国の促進策を盛り込む方針である。

(単位：億円)

令和3年度要求額 (2年度当初予算額)

(1) 自治体 DX (行政手続きオンライン化, AI・RPA の活用, 自治体情報システム標準化等) の推進

38.8 (7.1)

- 自治体のデジタル化を加速することにより、自治体行政の効率化、住民の利便性・企業の活力の向上を図るため、①行政手続きのオンライン化、②AI・RPA の活用、③システム標準化、④テレワーク、⑤セキュリティー対策等の基盤整備、などについて、自治体が取り組むべき施策及び総務省等による促進施策を盛り込んだ「自治体 DX 推進計画 (仮称)」を策定し、自治体のデジタル化を抜本的に進める

① 行政手続きのオンライン化 1.0 (0.3)

- 複数の地方公共団体における実証実験を行い、オンライン申請を受け付けるマイナポータルのぴったりサービスとマイナンバー利用事務系システムとの接続に必要なセキュリティー要件、技術的要件、事務フロー等の方策を明らかにしたガイドラインを作成

【主な経費】 オンライン利用システムと既存の業務システムの連携に関する経費 1.0 億円

② AI・RPA 等を活用した業務プロセスの標準化 1.4 (1.4)

- ・自治体の基幹的な業務（住基・税など）について、人口規模ごとの複数自治体による検討グループを組み、業務プロセスの団体間比較の実施や AI・RPA 等の活用実証を通じて、業務プロセスの標準化を推進

【主な経費】自治体行政スマートプロジェクトの実施に要する経費 1.4 億円

③ **自治体情報システム標準化** 4.1 (4.2)

- ・税務システム及び選挙人名簿管理システムに係る標準仕様書の作成等を行うとともに、住民記録システムについては、自治体が標準準拠システムを円滑に導入するための移行支援等の追加的な検討を行う

- ・自治体の情報システムの標準化を推進するため、地方制度調査会の答申を踏まえ、関係省庁と連携し、法制上の措置を講じる

【主な経費】自治体における情報システムの標準化に要する経費 4.1 億円

④ **地方公共団体におけるテレワーク** 0.1 (0.1)

- ・地方公共団体におけるテレワークについて、職員の多様な働き方の実現に向け、その導入を推進するとともに、新型コロナ対応を踏まえた課題を整理し、テレワークの更なる推進に向けた対応策の調査研究、情報発信を行う

【主な経費】地方公務員の働き方改革・女性活躍の推進に向けた情報発信 0.1 億円

⑤ **セキュリティ** 32.1 (1.0)

- ・自治体 DX の基盤となるセキュリティ対策として、次期自治体情報セキュリティクラウドについて、国が設定した高いセキュリティレベル（標準要件）の遵守を図るため、移行に要する経費に対し補助を行う。加えて、自治体セキュリティ向上プラットフォームの改修によるマイナンバー利用事務系へのぜい弱性対策の実施、新たな時代の要請を受けた自治体セキュリティ対策（ゼロトラストセキュリティ等）の調査研究を行う

【主な経費】地方公共団体の情報セキュリティ対策の強化に要する経費 32.1 億円

⑥ **消防防災分野における DX の推進** [2.0 (1.0)]

- ・大規模災害時に国及び地方において、人的・物的被害等の被災情報を円滑に収集・共有できる体制を構築するため、防災情報システムの仕様等の検討を実施

【主な経費】防災情報システムの仕様等の検討 1.1 億円

- ・消防本部における行政手続のオンライン化及び新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、火災予防分野における電子申請等の標準モデルを構築するため、業務フローや標準様式の検討及び実証実験を実施

【主な経費】 火災予防分野における各種手続の電子申請等に係る調査検討 0.8 億円 (新規)

(2) 国における行政のデジタル化の徹底 100.7 (117.0)

① 政府情報システムの一元的なプロジェクト管理の推進 0.8 (0.2)

- ・ 内閣官房と連携・分担して、予算要求前から執行の各段階でレビューを実施することにより、各府省の情報システムのプロジェクト管理の実効性を確保

【主な経費】 デジタル・ガバメント推進支援経費 0.6 億円

② 行政手続に関する一連の業務プロセスをデジタルで行うためのシステム環境の整備

99.9 (116.8)

- ・ 無線局監理事務の効率化及び電波の利用者への行政サービスの向上等を目的に、無線局データベース (総合無線局管理ファイル) を基盤とした全国規模の業務処理システムの構築・運用等を実施

【主な経費】 総合無線局管理ファイルの作成等に必要経費 99.9 億円

【用語解説】

○アジャイル

システム開発において、短い期間で繰り返し開発やテストを進める手法のこと。従来のような、全ての要件をかため、長い開発期間をかけてシステム開発を行う「ウォーターフォール」型手法では、時代の変化の流れに対応することができなくなってきている

○アドオン

ソフトウェアへ新たな機能を追加するためのプログラム、また、その手続きのこと

○エンドツーエンド

「端から端まで」を意味する英語であり、略してE2E (イーツーイー) と呼ばれることもある。通信・ネットワーク分野においては、通信を行う二者を結ぶ経路全体、もしくはその両端を示す

○カスタマイズ

使用者の好みや使い勝手に合わせて、見た目や機能、構成といった製品の仕様を変更すること

○技術的負債 (Technical Debt)

IT システムの中には、短期的な観点で IT システムを開発し、結果として、長期的に運用費や保守費が高騰している状態のものも多い。これは、本来不必要だった運用・保守費を支払い続けることを意味し、一種の負債ととらえることができることから、このような負債は「技術的負債」と呼ばれている

○クラウド (クラウド・コンピューティング)

インターネットなどのネットワーク経由でユーザーにサービスを提供する形態のこと。データやアプリケーションの一部が、使用しているパソコン等の中にあるのではなく、ネットワークにつながった先に存在する

○ランドデザイン

壮大な図案・設計・着想。長期にわたって遂行される大規模な計画

○サービスデザイン

顧客体験のみならず、顧客体験を継続的に実現するための組織と仕組みをデザインすることで新たな価値を創出するための方法論のこと

○サイバーポート

ブッキング (予約)、インボイス (送り状)、船積依頼書など港湾関連データを連携させる基盤を構築し、港湾情報処理の完全電子化を目指す取り組みのこと

○サプライチェーン

商品や製品が消費者の手元に届くまでの、調達、製造、在庫管理、配送、販売、消費といった一連の流れのこと

○シェアリングエコノミー

活用可能な資産 (場所・モノ・スキル等) と、それを使いたい個人等を結び付けるサービス

○自治体ピッチ

地方自治体のデジタル化の更なる促進を目指し、共同利用可能なシステムやアプリケーション等を、開発者 (ベンダー等) が地方自治体に対してプレゼンテーション (ピッチ) し、相互に意見交換を行うことで業務の改善・システムの改善を目指す場として、毎年9月を目安に内閣官房 IT 総合戦略室が開催しているイベントのこと

○スマートフードチェーン

農産物生産から加工・流通・販売・輸出までのデータを相互活用すること

○政府 CIO

正式には「内閣情報通信政策監」という名称。情報化投資、開発等、政府全体の情報システムやサービス全体を統括している

(CIO : Chief Information Officer の略。日本語では「最高情報責任者」「情報システム担当役員」)

「情報戦略統括役員」などと訳される。企業や行政機関等といった組織において情報化戦略を立案、実行する責任者のこと)

○ゼロトラストセキュリティ

ネットワークの内側と外側を区別せず、全ての通信を等しくうたがって監視するという概念。一度攻撃者に侵入されると被害の拡大を抑えるのが難しい従来型セキュリティのデメリットを克服できるとされる

○デジタルインフラ

インターネットをはじめとする IT 全般の技術基盤のこと

○データガバナンス

データ資産の管理(マネジメント)に対して職務権限を通し統制すること

○デジタル3原則

- ①デジタルファースト (個々の手続が一貫してデジタルで完結)
- ②コネクテッド・ワンストップ (民間サービスも含め、どこでも、一か所でサービス実現)
- ③ワンスオンリー (一度提出した情報は再提出不要)

○デジタルデバインド

インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。情報格差

○デジタルプラットフォーム

情報通信技術やデータを活用して第三者にオンラインのサービスの「場」を提供し、そこに異なる複数の利用者層が存在する多面市場を形成し、いわゆる間接ネットワーク効果が働くという特徴を有するもの

○トラストサービス

インターネット上における人・組織・データ等の正当性を確認し、改ざんや送信元のなりすまし等を防止する仕組みのこと

○バリューアップ

ビジネスの新しい施策展開

○びったりサービス

マイナポータルのうち、地方公共団体が提供している行政サービスを検索したり、オンライン申請できるサービスの総称

○プリセット

前もって調整すること

○プロフィットシェア

事業利益からまず開発費用などの経費を差し引いて残った利益、つまり営業利益を発注先と受注先で配分するという契約形態のこと。営業利益分の分配となるので、事業が赤字になっている状況で分配金が支払われることはない

○ベンダー

IT 製品をユーザーに販売する会社のこと。IT 業界に関してはメーカーとベンダー双方の役割をもつ企業が多い（自社で製造（開発）した製品を販売）。国内の代表的な会社として富士通、NTT データ、NEC、日立、日本 IBM などがある

○マイクロサービス

個別に開発された小さなサービスを組み合わせて、一つのサービスを提供するというもので、用途・目的ごとに小さな（マイクロな）サービスを作っておくことで、「変化に強く柔軟性の高い、アプリケーション開発」を行うもの

○マイナポータル

政府が運営するオンラインサービス。子育てや介護をはじめとする行政手続がワンストップできたり、行政機関からのお知らせを確認できたりする

○ラン・ザ・ビジネス

現行ビジネスの維持・運営

○レガシーシステム

技術面の老朽化、システムの肥大化・複雑化、ブラックボックス化等の問題があり、その結果として経営・事業戦略上の足かせ、高コスト構造の原因となっているシステムのこと

○ワンストップサービス

複数の場所や担当に分散していた関連する手続きやサービスなどを、一カ所でまとめて提供するようにしたもの

○ AI チャットボット

AI（人工知能）を活用した自動会話プログラム

○ BPR (Business Process Reengineering)

既存の組織やビジネスルールを抜本的に見直し、利用者の視点に立って、業務プロセス全体について職務、業務フロー、管理機構、情報システムを再設計すること。業務改革

○ QOL (Quality of Life)

「人生の質」, 「生活の質」などと訳され, 「生きがい」や「満足度」という意味がある。元々は医療や福祉の分野で用いられ, 治療や療養生活を送る患者さんの肉体的, 精神的, 社会的, 経済的, すべてを含めた生活の質を意味する

○ RPA (Robotic Process Automation)

オフィスでの定型業務を自動化する技術のこと。RPAを導入することにより単純作業を自動化でき, 人手不足の解消や働き方改革を支援することが可能となる

○ Society 5.0

「第5期科学技術基本計画」(平成28年1月22日閣議決定)において我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱された, 狩猟社会 (Society 1.0), 農耕社会 (Society 2.0), 工業社会 (Society 3.0), 情報社会 (Society 4.0) に続く, サイバー空間 (仮想空間) とフィジカル空間 (現実空間) を高度に融合させたシステムにより, 経済発展と社会的課題の解決を両立する, 人間中心の社会 (Society) を指す

議会のうごき

市 議 会 日 誌

(令和2年6月～10月)

6月

- 3日 ○議運委 令和2年第2回市議会定例会(会期日程, 会議録署名議員), 新型コロナウイルス感染症対策, 常任委員会等の行政調査について協議

第2回定例会 令和2年第2回定例会は, 6月9日から6月25日までの17日間にわたって開かれた。

この定例会では, 新型コロナウイルス感染症対策に要する経費を含む令和2年度鹿児島市一般会計補正予算(第2号)など議案32件を議決した。このほか, 「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」, 「教育予算の拡充を求める意見書」の2件を可決した。

- 9日 ○本会議 第2回定例会の会期を17日間と決定。令和2年度鹿児島市一般会計補正予算(第2号)など議案30件を一括上程。市長提案説明
- 11日 ○議運委 個人質疑発言通告一覧表の確認等, 議案の付託, 請願・陳情の付託について協議
- 15日 ○議運委 個人質疑発言通告について協議
- 本会議 個人質疑(5人)
- 議運委 本日のこれからの本会議運営について協議
- 16日 ○本会議 個人質疑(5人)
- 17日 ○本会議 個人質疑(5人)
- 18日 ○本会議 個人質疑(3人)。議案30件を関係常任委員会に付託
- 19日 ○総環委 職員の給与に関する条例及び鹿児島市会計年度任用職員の給与等に関する条例一部改正の件など議案3件を審査し, いずれも原案可決。所管事務調査として, 本庁舎整備に係る本館整備について質疑
- 防福こ委 自動車購入の件など議案10件を審査し, いずれも原案可決。請願1件を審査。報告事項として, 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定に係る手続, 健康福祉局所管施設の指定管理者募集, 鹿児島市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の素案に係るパブリックコメント手続の実施, 鹿児島市夜間急病センターの一部の診療科における診療時間変更について説明を受け, 質疑
- 市文委 区分所有による建物の一部及び土地取得の件など議案6件を審査し, 原案可決並びに報告承認。報告事項として, 滞納処分取消等請求事件の判決, 市民局所管施設の指

定管理者募集，教育委員会所管施設の指定管理者募集，鹿児島市学校施設長寿命化計画の策定，令和2年度学校運営協議会設置校，夏季休業日の変更，松元公民館の改修工事に伴う休館について説明を受け，質疑

○産観企委 公の施設の指定管理者の指定に関する件など議案6件を審査し，いずれも原案可決。報告事項として，農林水産部所管施設の指定管理者募集，産業振興部所管施設の指定管理者募集，事業継続支援金，雇用・労務相談窓口の開設期間の延長，観光交流部所管施設の指定管理者募集，「鹿児島ユナイテッドFC」トレーニング施設の整備等支援に係る『企業版ふるさと納税』の活用について説明を受け，質疑

○建消委 新たに生じた土地を確認する件など議案9件を審査し，いずれも原案可決。報告事項として，港湾隣接地域の指定，建設局所管施設の指定管理者募集，鹿児島駅自由通路の出入口名称，郡山中央土地区画整理事業第7回事業計画変更，宇宿中間地区土地区画整理事業に係る「建物収去土地明渡請求事件」，吉野第二地区地区計画策定に関する住民意識調査の実施結果，谷山駅周辺地区土地区画整理事業に係る「仮換地指定処分取消請求控訴事件」の判決等，西伊敷住宅（第二）建替計画，鹿児島市無電柱化推進計画（案）に関するパブリックコメント手続の実施結果及び計画策定について説明を受け，質疑

23日 ○議運委 追加議案の取扱い，意見書案の取扱い，閉会中の継続調査の件，議会改革，個人質疑における発言取消し，6月25日の本会議運営，全国市議会議長会の永年勤続議員表彰伝達式，議場音響・映像システムの不具合，質疑のあり方，議員の健康診断の実施，国体の今年秋の開催延期に伴う令和2年第3回市議会定例会の開催時期について協議

25日 ○本会議 大園盛仁議員の発言取消しの件を許可。教育委員会委員の任命について同意を求める件など議案2件を一括上程。提出者説明及び委員会付託省略。いずれも同意。令和2年度鹿児島市一般会計補正予算（第2号）など議案30件について，5常任委員長の審査報告。討論（1人）。鹿児島市手数料条例一部改正の件など議案6件については，起立表決（電子表決）の結果，いずれも原案可決。その他の議案24件についても，いずれも原案可決・承認。意見書案2件を一括上程。提出者説明及び委員会付託省略。いずれも原案可決。請願等の閉会中継続審査及び調査の件を議決

7月

17日 ○議運委 議会改革，令和2年7月豪雨による災害に対する本市議会の対応について協議

28日 ○議運委 令和2年第3回市議会定例会，議会改革について協議

29日 ○都市整備 鹿児島中央駅周辺の課題，鹿児島港本港区の課題，河川改修，港湾整備，バイパス建設の経過と現況について説明を受け，質疑。今後の委員会の取組みについて協議

8月

3日 ○桜島爆発 桜島火山対策に係る経過，桜島火山の爆発回数及び降灰量等，桜島火山の爆発

に伴う被害状況と対応，令和2年度桜島火山対策事業費，令和3年度予算編成に向けての桜島火山対策要望事項等，桜島火山対策に係る今後の日程（案）について説明を受け，質疑。今後の委員会の取組みについて協議

- 5日 ○地方創生 「人口ビジョン」及び「総合戦略」の進捗状況，各種補助事業等の活用について説明を受け，質疑。今後の委員会の取組みについて協議
- 6日 ○防福こ委 請願1件を審査。請願第1号を不採択。報告事項として，鹿児島市保健所における新型コロナウイルス感染症への対応状況，鹿児島市子どもの貧困対策推進計画策定について説明を受け，質疑
- 20日 ○議運委 新型コロナウイルス感染症対策に関する議会協議会の開催について協議
- 25日 ○議会協議会 新型コロナウイルス感染症対策について説明を受け，質疑
- 27日 ○議運委 令和2年第3回市議会定例会（会期日程，会議録署名議員），議会改革，新型コロナウイルス感染症対策，鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙，令和2年度議員研修会，市議会だより編集委員の選任，令和2年7月豪雨による災害に対する本市議会の対応について協議

9月

第3回定例会 令和2年第3回定例会は，9月2日から9月28日までの27日間にわたって開かれた。

この定例会では，新型コロナウイルス感染症対策に要する経費や地域経済活性化を図るための市単独の公共事業費等に係る令和2年度鹿児島市一般会計補正予算（第4号）など議案11件を議決した。

このほか，「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」を可決した。

なお，令和元年度の決算関係議案15件は，決算特別委員会および産業観光企業委員会において，閉会中に審査する。

- 2日 ○本会議 第3回定例会の会期を27日間と決定。令和2年度鹿児島市一般会計補正予算（第4号）など議案25件を一括上程。市長提案説明
- 4日 ○議運委 代表質疑発言通告一覧表の確認等，決算特別委員会，議案の付託及び取扱い，請願・陳情の付託，令和3年度議会費の予算措置等，令和2年7月豪雨による災害に対する本市議会の対応，台風10号接近に伴う本市議会の対応について協議
- 8日 ○本会議 代表質疑（自民党市議団，公明党）
○議運委 代表質疑発言通告について協議
- 9日 ○本会議 代表質疑（社民，市民連合）
- 10日 ○議運委 個人質疑発言通告一覧表の確認等，決算特別委員会のガイドラインの確認及び委員の氏名，鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について協議

- 14日 ○本会議 個人質疑（5人）
○議運委 個人質疑発言通告について協議
- 15日 ○本会議 個人質疑（5人）
- 16日 ○本会議 個人質疑（4人）。決算特別委員会を設置し、一般・特別会計（企業会計を除く）決算関係議案9件を付託。その他の議案16件を関係常任委員会に付託。鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
○決算委 正副委員長の互選（委員長に中原力委員，副委員長に柿元一雄委員）
- 17日 ○総環委 専決処分の承認を求める件など議案2件を審査し，報告承認並びに原案可決。報告事項として，合葬墓整備基本計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施について説明を受け，質疑
○防福こ委 専決処分の承認を求める件など議案2件を審査し，報告承認並びに原案可決。報告事項として，後期高齢者医療における新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金支給の適用期間延長，鹿児島市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の素案に係るパブリックコメント手続の実施結果，第8期鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画素案に係るパブリックコメント手続の実施について説明を受け，質疑
○市文委 タブレット端末購入の件など議案2件を審査し，いずれも原案可決。請願1件を審査。請願第2号を不採択。報告事項として，新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金支給の適用期間延長，第四次鹿児島市子ども読書活動推進計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施について説明を受け，質疑
○産観企委 損害賠償の額の決定及び和解に関する件など議案8件を審査し，原案可決並びに報告承認。報告事項として，県外観光客宿泊キャンペーン事業の実施について説明を受け，質疑
○建消委 土地取得の件など議案2件を審査し，いずれも原案可決。報告事項として，第二次かごしま都市マスタープランの骨子案，「かごしま団地みらい創造プラン～住宅団地の活性化に向けて～」の素案に係るパブリックコメント手続の実施，慈眼寺公園周辺地区景観計画（案），中央町19・20番街区及び千日町1・4番街区市街地再開発事業の状況等，鹿児島駅自由通路の出入口名称の決定，谷山第二地区土地区画整理事業第8回事業計画変更，谷山駅周辺地区土地区画整理事業に係る「仮換地指定処分取消請求控訴事件」の判決の確定について説明を受け，質疑。
- 25日 ○議運委 追加議案の取扱い，意見書案の取扱い，陳情の付託及び取扱い，閉会中の継続調査の件，議員派遣の件，9月28日の本会議運営，令和2年度の行政調査，議会改革，令和2年度議員研修会，令和3年度議会費の予算措置等について協議
- 28日 ○本会議 決算特別委員会の正副委員長互選結果報告。人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件の議案1件を上程。提出者説明及び委員会付託省略。同意。令和2年度鹿児島市一般会計補正予算（第4号）など議案10件について，5常任委員長の審査報告。

令和2年度鹿児島市一般会計補正予算（第4号）の議案1件については、起立表決（電子表決）の結果、原案可決。その他の議案9件についても、いずれも原案可決・承認。意見書案1件を上程。提出者説明及び委員会付託省略。原案可決。請願2件を一括上程。討論（1人）。いずれも不採択。議員派遣の件を議決。議案、陳情等の閉会中継続審査及び調査の件を議決。

10月

- 9日 ○議運委 議員辞職及び会派異動に伴う協議（会派等現況の確認、令和2年度の常任委員会派割振り、令和2年度の特別委員会派割振り、議席、議員控室）について協議
- 13～14日 中央要望活動（桜島火山活動対策議会協議会：東京都区内）
- 20日 ○都市整備 鹿児島中央駅周辺の課題、鹿児島港本港区の課題、河川改修、港湾整備、バイパス建設のその後の経過について説明を受け、質疑。今後の委員会の取組みについて協議
- 21日 ○桜島爆発 桜島火山対策に係るその後の経過、桜島火山の爆発回数及び降灰量等、桜島火山の爆発に伴う被害状況と対応、桜島火山対策に係る今後の日程（案）について説明を受け、質疑。今後の委員会の取組みについて協議
- 22日 ○防福こ委 陳情2件を審査。陳情第3号を不採択
- 26日 ○議運委 令和2年第2回市議会臨時会、議会改革について協議
- 28～29日
 - 地方創生 「人口ビジョン」及び「総合戦略」の進捗状況、各種補助事業等の活用について説明を受け、質疑。今後の委員会の取組みについて協議

（注）略記した各委員会等の正式名称は次のとおり

- 総環委・・・・・・・・・・総務環境委員会
- 防福こ委・・・・・・・・・・防災福祉こども委員会
- 市文委・・・・・・・・・・市民文教委員会
- 産観企委・・・・・・・・・・産業観光企業委員会
- 建消委・・・・・・・・・・建設消防委員会
- 議運委・・・・・・・・・・議会運営委員会
- 桜島爆発・・・・・・・・・・桜島爆発対策特別委員会
- 都市整備・・・・・・・・・・都市整備対策特別委員会
- 地方創生・・・・・・・・・・地方創生に関する調査特別委員会
- 決算委・・・・・・・・・・決算特別委員会

令和 2 年第 2 回市議会定例会において可決された意見書

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

令2.6.25 第2回定例会で可決
提出先 衆議院議長，参議院議長
内閣総理大臣，内閣官房長官
財務大臣，農林水産大臣
国土交通大臣，総務大臣

過疎対策については、昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」の制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところであります。

しかしながら、人口減少と高齢化の進行は特に過疎地域において顕著であり、路線バスなどの公共交通機関の廃止、医師及び看護師等の不足、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など生活・生産基盤の弱体化が進む中、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、過疎地域は極めて深刻な状況に直面しています。

本市におきましても、平成16年11月に合併した旧桜島町の区域が、いわゆる「一部過疎」の適用を受け、引き続き過疎地域としてみなされていますが、同区域については、様々な取組にもかかわらず、依然として人口減少が進んでおり、少子高齢化の進行とも相まって、地域の活力低下が懸念されております。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することになりますが、現行法が目指す地域の自立促進、住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成のためには、引き続き、過疎地域に対する総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、そこに暮らす人々の生活を支えていく政策を確立・推進していくことが重要であります。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要請します。

記

1. 現行法の期限終了後も、引き続き過疎地域の振興が図られるよう新たな過疎対策法を制定すること。
2. 新たな過疎対策法においても、過疎地域の自立促進に必要な現行の過疎対策事業債の制度を維持すること。
3. 新たな過疎対策法においても、現行法第33条第2項の規定によるいわゆる「一部過疎」の制度を引き続き設けること。

教育予算の拡充を求める意見書

令2.6.25 第2回定例会で可決
提出先 衆議院議長，参議院議長
内閣総理大臣，内閣官房長官
財務大臣，文部科学大臣
総務大臣

新型コロナウイルス感染症対策として本年3月には全国の小中学校等で一斉臨時休業が行われました。4月以降も、再開する学校、休業が延長された学校、再休業に入る学校などがあり、学校現場では、学びの保障や心のケア、感染症対策など教職員が不断の努力を続けています。

また、学校現場では、新学習指導要領への対応だけでなく、いじめや不登校、貧困による教育格差など解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが重要であります。豊かな学びや教職員の働き方改革を実現するためには、教職員定数の改善が課題であります。

厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、国の施策として教職員定数の改善に向けた財源保障をし、豊かな子どもの学びを保障するための環境整備は不可欠です。

よって、国におかれては、令和3年度の予算編成において、下記事項を実現されるよう強く要請します。

記

1. 子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数の改善を推進すること。とりわけ、小学校2年生以上においても、学級編制の標準を35人に引き下げること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を堅持すること。

令和 2 年第 3 回市議会定例会において可決された意見書

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の

急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

令2.9.28 第3回定例会で可決
提出先 衆議院議長, 参議院議長
内閣総理大臣, 内閣官房長官
財務大臣, 経済産業大臣
経済再生担当大臣
まち・ひと・しごと創生担当大臣
総務大臣

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、我が国は、戦後最大の経済危機に直面しています。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避け難くなっております。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想されます。

よって、国におかれては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要請します。

記

1. 地方の安定的な財政運営に必要な地方税・地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
2. 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。
3. 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
4. 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。

5. 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。また、先の緊急経済対策として講じた特例措置は、本来国庫補助金などにより対応すべきものであることから、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。
6. 事業所税は、都市の重要性が高まる中、都市環境の整備・改善に関する事業の費用に充てる目的税として、都市運営に欠かせない貴重な財源となっており、制度の根幹に影響する見直しは断じて行わないこと。

令和 2 年第 3 回市議会定例会において不採択となった請願

番 号	請 願 第 1 号	受 理 年 月 日	令 2 . 6 . 2
件 名	加齢性難聴者の補聴器購入に対する助成制度の創設等について		
結 果	令和 2 . 9 . 28 第 3 回定例会で不採択		
付託委員会	防災福祉こども委員会		
<p>(委員会における審査経過)</p> <p>本件は、1 項＝鹿児島市で独自に、軽度・中等度の加齢性難聴者の補聴器購入に対する助成制度を創設すること。2 項＝関係行政庁に対し、軽度・中等度の加齢性難聴者の補聴器購入に対する助成制度を創設すること及び難聴を医療のカテゴリーに位置づけ、補聴器購入を医療保険の適用対象とすることを求める意見書を提出すること。以上の点について要請されたものである。</p> <p>本問題については、請願紹介議員から実情等について詳細な説明がなされた後、本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、現在、身体障害者手帳が交付されている聴覚障害等級 6 級以上、すなわち両耳の聴力レベル 70 デシベル以上のものなどの補聴器購入については、国における補装具費支給制度の対象費目とされており、基準額の範囲内で、原則、購入等に要する費用の 9 割が支給されている。また、18 歳未満で同手帳の交付対象とならない難聴児に対しては、早期の補聴器の使用が言語やコミュニケーション能力の取得などに重要とされていることから、本市において、難聴児補聴器購入助成事業を実施し、補聴器購入や修理に係る費用の一部を補助している。以上のことから、本市においては、加齢による軽度・中等度の難聴者への助成制度はないところである。</p> <p>なお、中核市における独自の制度としては、令和 2 年 2 月時点で、宇都宮市、前橋市及び船橋市の 3 市が、補聴器の購入に対して助成等を行っている。</p> <p>また、全国市長会においては、障害者福祉施策に関する提言の中で、「軽度・中等度難聴者・児の補聴器購入について補装具費の支給制度で対応する等、必要な措置を講じること」、介護保険制度に関する提言の中で、「加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度を創設すること」をそれぞれ採択し、本年 6 月 30 日、全国会議員及び関係府省等に提出し、その実現方について要請しており、九州市長会においても、「高齢者を含む潜在的軽度・中等度難聴者について、年齢による制限のない補聴器購入に対する助成制度を創設すること」を要望している。</p> <p>本市としては、今後も引き続き、他都市の状況などを調査・研究するとともに、全国市長会等を通じて、国等に対し要望していきたいと考えている。</p>			

なお、日本医療研究開発機構による「補聴器による認知機能低下予防の効果を検証するための研究」については、国立長寿医療研究センターにおいて、2024年まで研究を継続されるとのことである。

また、補聴器購入を医療保険の適用対象とすることについては、治療によって改善する人工内耳手術や高気圧酸素治療、ステロイド薬の投与などは、保険診療の対象となっているとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて意見の開陳を願ったところ、「制度の導入は必要であるとの立場から、本件については採択したい。」という意見、「請願紹介議員から、参議院財政金融委員会における質疑を踏まえると、難聴と認知症との関係性について、一定のエビデンスが確認できれば、補聴器購入助成に対する公的な道が開かれるとの見解が示されたが、国立長寿医療研究センターにおける補聴器による認知機能低下予防の効果を検証するための研究については、2024年までかかるとのことであり、明確なエビデンスが確認されていない現状では、公的助成、医療保険の適用を求める意見書提出については、時期尚早と言わざるを得ないこと。また、本市独自の助成制度の創設については、他自治体の助成内容を見ても、真に有効性、現実性があるのか疑問を感じるところである。そのような中、九州市長会に加え、全国市長会においても、介護保険制度に関する提言の中に、加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度の創設が盛り込まれたところであり、今後の研究経過を見守りつつ、まずは国において助成制度の創設について総合的な検討がなされるべきと考えること。以上の理由から、本件については不採択としたい。」という意見、「国による制度化という問題もあるが、他都市の事例等を見て、まずは本市独自で取り組んでいただきたいと強く考えることから、本件については採択したい。」という意見、「これまで身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴者である大学生等の18歳以上を対象とする難聴児補聴器購入助成事業の拡充や、高齢者への補聴器購入助成事業の導入を本会議で要望してきたが、1項については、全国市長会が、軽度・中等度難聴者・児の補聴器購入について補装具費の支給制度で対応する等、必要な措置を講じることや、介護保険制度による加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度を創設することを国等に提言していること。また、九州市長会が、高齢者を含む潜在的軽度・中等度難聴者について、年齢による制限のない補聴器購入に対する助成制度を創設することを要望していることを踏まえ、国等の動向を注視していきたいと考えること。2項の意見書提出については、国立長寿医療研究センターにおいて、2024年まで補聴器による認知機能低下予防の効果を検証するための研究が継続されるとのことであり、その研究結果を待ちたいと考えること。以上の理由から、本件については不採択としたい。」という意見、「認知症の問題等があるが、日常的なコミュニケーションが非常に取りにくいことが難聴の課題の一つでもあり、地方からしっかり声を上げていくことが必要と思うことから、本件については採択したい。」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、不採択とすべきものと決定。

番 号	請 願 第 2 号	受 理 年 月 日	令 2. 8.26
件 名	国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める意見書提出について		
結 果	令和 2. 9.28 第 3 回定例会で不採択		
付託委員会	市民文教委員会		
<p>(委員会における審査経過)</p> <p>本件は、1項＝子供たちの命と健康を守り、成長と発達を保障するため、緊急に20人程度で授業ができるように、教職員の増員と教室の確保を国の責任で行うこと。2項＝「20人学級」を展望し、少人数学級を実現するために国は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律を改正し、教職員定数改善計画を策定すること。以上の点について、国会及び関係行政庁に対し、意見書の提出方を要請されたものである。</p> <p>本問題については、請願紹介議員から実情等について詳細な説明がなされた後、本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、1項＝現在の学級編制に基づく身体的距離の確保状況については、文部科学省が示した「学校の新しい生活様式」に基づき、教室内の座席は目安とされている1メートル間隔での配置に努めているが、児童生徒数が多い学級など十分な間隔が取れない学校もあることから、各学校においては、近距離で対面形式となる教育活動を行わないなどの工夫を行っているほか、全ての学校において、新型コロナウイルス感染症の感染防止に向け、マスクの適切な着用や休み時間の手洗いなどの基本的な取組を引き続き徹底している。</p> <p>また、教室の増とそれに伴う教職員の増については、1学級20人を標準とした場合の市立小・中学校の学級数を、令和2年5月1日現在で試算したところ、小学校は1,098から682増加し1,780に、中学校は438から377増加し815になることから、各学校の現況を踏まえると、教室の確保は極めて困難であると考えている。</p> <p>さらに、増加する教室数にあわせ同数程度の教員も必要になることから、教員免許のある者を千人以上募集することとなり、その確保についても非常に難しい面があると考えている。</p> <p>2項＝各学校の学級編制については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律で定められており、小・中学校の全学年の標準は1学級40人を上限とされていたが、平成23年の改正により、小学校1年は35人、2年以上は40人とする学級編制となり、その後、現在まで改正は行われていない。</p> <p>また、本県では、18年度以降、小学校低学年においてきめ細かな指導が行われるよう、小学校1・2年において、1学級の標準を30人とする学級編制を実施しており、本市でも、小学校1・2年は、基本的に1学級30人以下となっているが、小学校3年以上と中学校においては、国の基準に基づき、1学級の標準を40人とする学級編制を行っている。</p>			

なお、本市としては、これまで全国都市教育長協議会等を通して、国に対し、少人数学級等に対応した教職員定数の改善を要望してきているところであるとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて意見の開陳を願ったところ、「請願者は、コロナ禍のもとで子供たちの命を守りたいとの思いから、20人程度で授業ができる環境の確立を求めているが、本市においても、教室内の座席の間隔を十分に取れない学校もあることが明らかになったことから、国の責任により、新型コロナウイルス感染症から子供たちの命を守る学習環境づくりを求めていく必要があること。また、20人学級への展望については、少人数学級を来年度から前進させるために国が動き出しており、本請願を採択することは、国の動きを地方から後押しすることになると考えること。以上の理由から、本件については採択したい。」という意見、「1項については、コロナ禍での対応として一定理解するが、本市の学校の現況を踏まえると、20人程度で授業を行うためには、教室及び教職員の確保等の課題に加え、当局の試算によると教員の増に伴う人件費として約47億7千万円が必要になることも明らかになるなど、実施は極めて困難であると考えること。2項については、現在、本県では1学級の標準を30人とする学級編制を小学校1・2年で実施しているところであり、20人学級の実現は、展望としても難しいのではないかと考えること。以上の理由から、本件については不採択としたい。」という意見、「全国から意見書が提出されることで、20人学級への展望が一步前進するのではないかと考えることから、本件については採択したい。」という意見、「1項については、20人学級をすぐに実現することは難しいが、本市においても、地域の感染レベルが3になれば、学級を分け、分散登校による授業を行わないといけない状況になることが明らかになったことから、実施に向けた国の対応を求める必要があると考えること。2項については、本市としても、きめ細かな指導ができる少人数学級の実現のため、国に対し、全国都市教育長協議会等を通して教職員定数の改善を要望してきていることから、議会としても国に声を届ける必要があると考えること。以上の理由から、本件については採択したい。」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、不採択とすべきものと決定。

議長会報告

(令和2年6月～10月)

(1) 開催状況

年 月 日	会議名及び場所	主な議題等	主な議決事項等
令和2.7.30(木)	鹿児島県市議会議長会定期総会 ※書面開催	・提出議案26件の審議等について	・「鹿児島東西・南北幹線道路の早期整備」など議案26件を可決し、関係省庁等に要望活動を行うことを決定
令和2.10.20(火)	九州市議会議長会第3回理事会 ※書面開催	・提出議案16件の審議等について ※うち鹿児島県関係分2件 ・全国市議会議長会評議員会提出議案の審議について	・「南九州地域の交通網の整備促進」など議案16件を可決し関係省庁等への実行運動を行うことを決定 ・「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う地域経済などへの対策を求める要望」及び「九州における高速交通網等の整備促進」の正議案2件及び予備議案1件を全国市議会議長会評議員会提出議案とすることを決定

(2) 議決された要望

① 鹿児島県市議会議長会関係

鹿児島県市議会議長会定期総会 (令和2.7.30開催)

国土交通省予算の確保について

道路は、地域の発展や経済活動を支える最も重要な社会基盤であると共に、防災ネットワークや救急医療体制の構築により住民の安心・安全を確保する上からも、その整備促進が強く求められている。

また、昨年6月末から発生した本県での豪雨災害や、台風第15号及び第19号等に見られるように記録的な暴風や大雨等により、河川氾濫や土砂災害が発生し、住民の生命・財産に被害が生じており、河川や砂防対策も急がれている。

しかしながら、国土交通省の公共事業関係予算については、財政再建の名の下に、平成9年度の9.8兆円をピークに、30年度は6.0兆円まで減少している。

また、平成30年度補正予算から、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策として、別枠で予算計上されているが、国土強靱化を推進するために必要な整備は、3年ではとても終わる見込みはなく、緊急対策終了後も、継続して予算を確保する必要があると考える。

よって、地域活性化や住民生活に不可欠な道路の長期安定的な整備及び管理並びに強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めていくために、国土交通省全体の公共事業関係に必要な予算を十分確保し

ていただくよう強く要請する。

東九州自動車道の建設促進について

東九州自動車道は、九州東海岸地域を連絡し、九州縦貫自動車道及び九州横断自動車道とともに九州を循環する高速道路ネットワークを形成し、東九州はもとより、九州全体の産業、経済、観光、文化等の一体的発展と浮揚に貢献する路線である。また、災害時における緊急輸送道路や代替道路の確保など、今後の安心安全な地域づくりを進める上でも必要不可欠である。

県内及び大隅半島近隣の整備状況は、新直轄方式により「清武南～日南北郷間」及び「志布志～鹿屋申良間」の整備が進む中、平成 28 年度に「日南東郷～油津間」、 「夏井～志布志間」が新規事業化、29 年度に「日南北郷～日南東郷間」が供用開始、令和元年度に「油津～南郷間」、 「奈留～夏井間」が新規事業化となるなど、早期完成に向けた整備が進んでいるものの、「南郷～奈留間」については、未だ事業化がなされておらず、早期の事業化と全線開通が望まれているところである。

大隅地域は、半島という地理的条件に加え、地域の発展・振興の基盤となる高速道路ネットワークの整備が遅れていることから、大隅地域全体の活性化と自立的発展の確立を促進し、一体的浮揚を図るためには、東九州自動車道の早期整備は不可欠である。

については、東九州自動車道の建設を促進するため、道路事業に必要な予算を長期的かつ安定的に確保し、下記の事項について特段の措置が講じられるよう強く要請する。

記

- 1 「南郷～奈留間」の早期事業化
- 2 「日南東郷～南郷間」、 「奈留～志布志間」の供用予定年次の公表及び早期完成
- 3 「清武南～日南北郷間」、 「志布志～鹿屋申良間」の早期完成
- 4 ハーフインターのフルインター化

南九州西回り自動車道の整備促進について

南九州西回り自動車道は、平成 29 年 3 月に高尾野北～野田間、同年 11 月に出水～高尾野北間、31 年 3 月に津奈木～水俣間が供用され、地域住民は、着実に事業推進が図られていることを実感している。

また、阿久根～薩摩川内水引間(約 22km)の「阿久根川内道路」は、平成 30 年 10 月に着工式が行われ、着々と整備推進が図られている。

八代市から水俣市・出水市・阿久根市・薩摩川内市・いちき串木野市を結ぶ南九州西岸地域は、自

然環境、産業、観光等で豊かなポテンシャルを持ちながらも地域の発展に必要な社会基盤の整備が大きく立ち後れており、特に高速交通機関が十分に発展していない本地域においては、高規格幹線道路をはじめとする道路整備が大きな課題となっている。

本自動車道は、人、モノ、情報等の広域的な交流ネットワークの形成や地域活性化に寄与するものとして、大きな期待が寄せられている。また、災害発生時における周辺地域住民の迅速な広域避難や物資の緊急輸送などに大きな役割を担う重要な道路でもある。

については、地元住民の地域づくりへの熱意、南九州西回り自動車道の早期完成への永年の熱望を御賢察いただき、次の事項について、格段の御高配を賜るよう要望する。

記

- 1 芦北出水道路（県境～出水間）及び阿久根川内道路への予算の重点配分による整備促進を図ること
- 2 芦北出水道路（県境～出水間）及び阿久根川内道路の供用予定年度を明示すること

地域高規格道路「鹿児島東西幹線道路」の早期整備について

地域高規格道路「鹿児島東西幹線道路」は、高規格幹線道路である九州縦貫自動車道や南九州西回り自動車道等を補完し、「鹿児島南北幹線道路」とともに広域幹線ネットワークを形成する必要不可欠な路線である。また、この道路は、鹿児島市を核とする広域都市圏内等の有機的な交流・連携機能を一層高め、物流、経済活動の飛躍的な向上並びに交流人口の拡大を図るものであるとともに、鹿児島市域の東西交通軸を強化し、市民生活の利便性を向上させる骨格道路であることから、その整備は急務となっている。

鹿児島インターから高麗通線付近までの区間は「鹿児島東西道路」として、平成13年度に事業化され、25年9月には、関係各位のご尽力により、新武岡トンネルを含む鹿児島インターから建部インターまでの約2.2km区間が供用開始され、現在、東西道路（下り線）立坑設置工事等に取り組まれている。

この道路は、鹿児島インターを経由する広域交通と、市域周辺の団地等から流入する都市内交通が混在することによる武岡トンネル付近の抜本的な交通渋滞解消に向けて、広域交通を分担する道路として整備が急がれている。さらに、平成30年10月には、南九州西回り自動車道における唯一の未着工区間であった阿久根川内道路も工事着手されるなど着実な整備に伴い、今後、武岡トンネル付近における交通量の更なる増加が見込まれ、渋滞が一層深刻化することが懸念されることから、田上インターから甲南インター（仮称）までの整備区間の早期完成が望まれるところである。

については、東西幹線道路の整備効果と、早期整備に寄せる地域住民の熱望をご賢察いただき、下記事項について、格別のご高配を賜るよう要望する。

記

- 1 田上インターから甲南インター（仮称）までの区間の早期完成を図ること
- 2 甲南インター（仮称）以東については、早急に事業に着手すること

地域高規格道路「鹿児島南北幹線道路」の早期整備について

地域高規格道路「鹿児島南北幹線道路」は、高規格幹線道路である九州縦貫自動車道や南九州西回り自動車道等を補完し、事業化された「鹿児島東西幹線道路」とともに広域幹線ネットワークを形成する必要不可欠な道路である。

また、この道路は、鹿児島市を核とする広域都市圏内等の有機的な交流・連携の促進に資するとともに、鹿児島市の南北交通軸の強化により、市内の国道10号、225号等の幹線道路の慢性的な渋滞を解消し、経済の活性化を図るとともに、市民生活の利便性を向上させる骨格道路である。

しかしながら、平成6年12月に地域高規格道路の「計画路線」として指定を受けた後、未だに「調査区間」への指定がなされていない状況である。

については、南北幹線道路の整備効果と、早期整備に寄せる地域住民の熱望をご賢察いただき、下記事項について、格別のご高配を賜るよう要望する。

記

- 1 南北交通軸の交通渋滞対策を早急に講じること
- 2 鹿児島南北幹線道路を事業化すること

地域高規格道路「北薩横断道路」の整備促進について

「北薩横断道路」は、九州縦貫自動車道や整備が進む南九州西回り自動車道の高規格幹線道路を補完し、南九州地域における広域ネットワークの形成を図る重要な役割と、川北薩地域と鹿児島空港を直結する空港アクセス道路としての機能をもつ全長70kmの地域高規格道路であり、九州西岸軸構想の推進と一体化する高速交通網を構築する上で最も重要な路線である。

この路線の整備促進により、経済・観光等の地域間交流はもとより、本地域と鹿児島空港、地方拠点都市等との連携機能がさらに高まり、都市部への物流・経済活動が飛躍的に向上し、県内外との広域的な交流の活性化がより一層促進されることは確実である。

これまで本地域においては、地域高規格道路の計画路線として「北薩横断道路」の指定がなされ、

既に野坂インター～さつま広橋インター間10.6km, さつま泊野インター～高尾野インター間14.5kmが供用開始され, 当該道路の整備が着実に図られてきている。

また, 紫尾道路の「高尾野インター」から南九州西回り自動車道「阿久根北インター」間の「阿久根高尾野道路」9.0kmが平成28年度, 「鹿児島空港」から「野坂インター」間の「溝辺道路」が令和元年度に事業化されたところである。

については, 本道路の早期完成及び供用開始の実現を促進するため, 下記の事項について, 特段の配慮を要望する。

記

- 1 広瀬道路, 阿久根高尾野道路及び溝辺道路への予算の重点配分による早期開通を図ること
- 2 北薩横断道路全体の一層の整備促進及び所要額の確保を図ること

地域高規格道路「都城志布志道路」の建設促進について

地域高規格道路「都城志布志道路」は, 鹿児島県大隅半島と隣接する宮崎県都城市から南北に縦貫し, 曾於市, 志布志市をつなぐ幹線道路として整備が進められてきた。

志布志港が国際バルク戦略港湾として本格整備が始まる中, 昨年3月には「志布志港から都城に向かう片側一車線」と宮崎県側の「横市インター～平塚インター間」がそれぞれ供用開始された。また, 昨年5月には, 県境区間の「金御岳インター～末吉インター間」と「有明東インター～志布志インター間」が令和2年度に供用することが発表された。これにより2年度末には, 全体延長約44kmのうち32kmが供用され, 供用率は73%となる。このことにより, 志布志港周辺の臨海工業団地の整備も加速し, 企業進出や民間投資の誘発等, 大きな効果が見込まれる。

併せて, 本路線と東九州自動車道の「曾於弥五郎インター」を連結することにより, 災害時の広域的なネットワークの多重性・代替性の確保, また志布志港までの所要時間短縮による経済効果や地域間連携の強化が期待される。

については, 地域高規格道路「都城志布志道路」の建設を促進するため, 道路事業に必要な予算を長期的かつ安定的に確保し, 下記の事項について特段の措置が講じられるよう強く要請する。

記

- 1 「県境～末吉インター間」及び「有明東インター～志布志港間」の早期完成
- 2 整備が進められている本路線及び東九州自動車道の連結も視野に入れた, 効果的整備の早期事業化

鹿児島港臨港道路（鴨池中央港区線）の整備促進について

港湾施設は、産業活動や市民生活を支える基幹的な社会資本であり、地域が発展していくためには、今後ともその整備を推進する必要がある。

特に、観光資源が豊富で多くの離島を有する本県の特性を生かし、観光を主とした経済の活性化と、効率的かつ安定的な海上輸送ネットワークの形成を図るためには、臨港道路の早期整備が必要不可欠である。

よって、次の事項について特段の配慮を求めるものである。

記

- 1 港湾物流の円滑化を図るとともに、臨海部の交通混雑を緩和するため、臨港道路（鴨池中央港区線）の早期整備を図ること

大隅縦貫道の建設促進について

大隅地域は、半島という地理的条件もあり、高速交通体系が他の地域に比べて著しく遅れている。

大隅縦貫道は、東九州自動車道との高速交通ネットワークを形成することにより、鹿児島空港や志布志港などの各拠点施設と連結して、大隅地域の自立的発展と広域連携を促進し、地域活性化を図るうえで必要不可欠な地域高規格道路として、また、緊急医療、災害時の代替ルートとして整備が期待されている道路である。

このような中、当路線においては、平成26年12月に鹿屋申良ジャンクションから笠之原インターまでの約6kmの申良鹿屋道路が開通し、また、27年4月には吾平道路が整備区間の指定を受け、事業が進められているところである。

しかしながら、今後、大隅地域特有の第一次産業を基軸とする地場産業の振興や企業誘致、大隅地域の観光開発・誘致など各種プロジェクトが広域的連携により展開されていることや、国際バルク戦略港湾として志布志港の整備が進められる上でも重要な道路となるため、早期に整備を進めることが必要である。

このようなことから、下記の事項について、早急な措置が講じられるよう強く要請する。

記

- 1 大隅縦貫道「吾平道路」の早期完成を図ること
- 2 吾平道路以南の計画路線については、新たな整備区間への指定を図ること
- 3 国道448号以南については、早期の事業化を図るための調査・検討を行うこと

薩摩半島横断道路の早期整備について

薩摩半島を縦貫する南薩縦貫道は、鹿児島市と南薩地域の物流の効率化や時間短縮などにより地域経済の発展に資するために整備された。

この南薩縦貫道や指宿スカイラインを活用し、南さつま市と指宿市を最短で結ぶ薩摩半島横断道路は、南薩地域の交通の利便性、周遊性を一層高め、産業・経済・観光・文化の振興、消防・救急活動及び環境衛生等の生活広域行政の充実が期待できるとともに、大規模災害等が発生した際の避難・救援ルート等となる広域的な交通ネットワークの構築等にも繋がることから、骨格道路である南薩縦貫道や指宿スカイラインと結節する下記路線の早期整備を強く要望する。

記

- 1 南さつま市役所前交差点～南薩縦貫道・南九州神殿インター間
- 2 南薩縦貫道・瀬世交差点～指宿スカイライン・穎娃インター間
- 3 指宿スカイライン・池田交差点（仮称）～指宿市街地（国道 226 号）

大隅横断道路の早期実現について

大隅横断道路（垂水市～高隈トンネル～鹿屋串良ジャンクション間）は、東九州自動車道等との連結により大隅半島の各拠点を結ぶ幹線道路ネットワークを形成し、県都鹿児島市と志布志港を起点とする物流の促進、交通の利便性の向上や生活圏の拡大が期待できるとともに、新たな観光ルートの確立・交流が期待される。

また、国道 220 号との 2 路線を確保することで、物流の促進、さらに、津波などの災害時における交通網のリスク分散を図ることが可能となり、安心安全な経済活動の推進が図れる。

以上のことから、大隅地域全域の更なる発展の推進に必要不可欠であるので、大隅横断道路の早期事業化を図るよう要望する。

国道10号鹿児島北バイパス及び白浜拡幅の整備推進について

国道 10 号は、福岡県北九州市を起点とし、大分県・宮崎県を経て始良市・鹿児島市に至る東九州の根幹をなす主要幹線道路であり、東九州の経済、産業、文化の発展に大きく寄与する道路である。鹿児島市は地形的な制約により市外から市内に流入するルートが限られており、中でも始良・霧島方面など鹿児島市の北側からの主な流入ルートである国道 10 号は、磯地区周辺で交通容量の不足等から慢性的な交通渋滞が発生している。

磯地区は観光レクリエーション地区であり、世界文化遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産の一つである旧集成館があることから、今後、観光客ならびに交通量の増加による更なる交通渋滞が懸念される。

このような中、国道10号鹿児島北バイパスについては、社会情勢の変化などを踏まえ、ルートを検討がなされてきたが、平成27年12月に山岳ルートをもとに、都市計画の変更が行われ、現在、祇園之洲橋下部工や祇園之洲地区改良工事等に取り組まれている。

また、国道10号の始良市白浜地区から国道10号鹿児島北バイパス起点までの区間においても、2車線区間があり、さらに急峻な傾斜地に面していることから、台風や集中豪雨などによる土砂災害等に対する防災面への対応も求められており、安心安全なまちづくりの要として災害に強い道路整備が喫緊の課題となっている。

本道路の整備は、鹿児島市や始良・霧島地域の活性化はもとより、今後も増加が予想される観光客等の利便性向上や地域住民の安全確保に関わる重要かつ喫緊の課題であることから早期に整備していただくよう、下記事項について、格別のご高配を賜るよう要望する。

記

- 1 国道10号鹿児島北バイパスについて、早期完成を図ること
- 2 白浜拡幅を含む残る2車線区間の早期4車線化の整備を図ること

国道10号の4車線化及び交差点改良について

国道10号は地域交通体系の基幹であり、東九州自動車道「末吉財部インター」(曾於市)と都城志布志道路「五十町インター」(宮崎県都城市)が連結する本道路を一部4車線化で整備することにより、アクセス機能が向上し、鹿児島・宮崎間の物流や観光及び南九州の農林畜産業等の産業振興に大きな効果が期待できるため、早期の事業着手を要望する。

また、国道10号と交差する県道の交差点では事故が多発し、隣接する小学校では危険な状態で、地元からの強い要望もあり交通安全対策としての交差点改良を要望する。

国道220号の整備促進について

一般国道220号は、宮崎市を起点とし志布志市・鹿屋市・垂水市を経て、霧島市に至る路線であり、大隅地区の産業・経済・観光・文化等の振興にとって必要不可欠な主要幹線道路である。

国道220号の垂水市域の大半の区間は、鹿児島湾の海岸線に沿って片側は急峻なシラス台地の崖下に整備された道路のため、降雨による崖崩れ等の影響を受けやすい状況である。

特に、牛根境地区については防災事業の一部未完成区間があり、牛根境から霧島市福山間も含め、連続雨量 200mmでの通行規制は依然として続いている。そのため、今後も通行止めが発生した場合、地域住民の生活はもちろんのこと、本市のみならず霧島市を含めた産業・経済活動等に多大な支障を来し、地域経済に及ぼす影響は著しいものがあると思われる。

また、牛根地区で児童・生徒や老人等の交通弱者などの通行安全のために歩道整備事業が着手され、年々進んでいるが、歩道未設置地区や狭あいな区間も多く、大型車の通行も多いことから、着手地区全ての両側歩道について早期の整備完了が望まれる。

よって、大隅半島全体を着実に発展させていくためにも、牛根境地区の防災事業の早期完成に向け、事業の整備推進を図っていくとともに、現在進められている牛根境・境川地区の歩道整備を推進していく必要がある。

については、地域住民の生活・財産を守るため、下記事項について特段のご高配を賜るよう要望する。

記

1 国道 220 号の整備促進を図ること

- (1) 垂水市牛根境地区防災事業の整備促進
- (2) 垂水市牛根境・境川地区及び二川地区歩道の整備促進
- (3) 古江バイパスの建設促進
- (4) 志布志市志布志町帖地区の歩道整備促進
- (5) 霧島市福山港から国分敷根間の整備促進

2 今後の道路整備計画を策定するにあたり、遅れている社会資本の整備を推進するため道路整備費の大幅な確保を図ること

国道225号の早期整備促進について

国道 225 号は、県都鹿児島市と南薩地区を結ぶ産業・経済・観光・文化等地域の発展に欠かせない南薩地区の動脈路線であり、沿線住民の日常生活はもとより、高度医療・食料供給等の重要な役割を担っている幹線道路である。

これまでの整備により、川辺トンネルの開通及び付近の視距改良、鹿児島市下福元町影原交差点の改良が完了し、また、その他の沿線地区の整備も徐々に進められており、地域住民の利便性向上とともに地元経済にも成果が表れている。

しかしながら、カーブが連続し交通事故の多発する区間や急峻な傾斜地を伴う防災要対策箇所、異常気象時の事前通行規制区間があることから、道路が遮断された際は市民生活や地域の経済活動に多大な影響を及ぼすことが懸念されている。

また、通学する児童生徒の安全面はもちろんのこと、登坂車線や交差点の改良など効率の面からも

一層の改善が望まれている。

このような状況をご賢察いただき、下記事項の早急な取り組みについて、特段のご配慮を賜るよう強く要望する。

記

- 1 峯尾(みねお)峠の視距改良事業L = 1,000 m及び登坂車線の早期完成
- 2 川辺峠南九州市側の登坂車線未整備区間L = 800 m及び連続カーブ区間L = 700 mの早期整備
- 3 南九州市川辺町田代地区の登坂車線の早期整備
- 4 南九州市川辺町木場田(ごぼんた)橋の改修
- 5 南九州市川辺町両添(りょうぞえ)上交差点と両添交差点及び周辺の両添地区事故対策事業の早期完成
- 6 南九州市川辺町平山地区の歩道及び交差点の早期整備

国道226号の整備促進について

国道226号は、県都鹿児島市と指宿市を結び、さらには南九州市、枕崎市を経て南さつま市に至る幹線道路であり、薩摩半島地域の産業、経済の発展はもとより、地域住民の生活道路及び観光の主要ルートとしても極めて重要な路線であることから、同路線の早期整備のため、次の措置を要望する。

記

- 1 国道226号喜入旧市(もつまち)交差点から平川道路起点までの4車線化に向けた調査検討と早期事業化
当面の交通の円滑化と安全性の確保を図るため、線形改良や道路拡幅、交差点の改良、歩道の設置等の整備を図ること
- 2 国道226号指宿市十二町交差点から喜入旧市交差点までの整備促進
交通の円滑化と安全性の確保を図るため、線形改良や道路拡幅、交差点の改良、歩道の設置等の整備を図ること
- 3 事業の早期完成と合わせ、新型コロナウイルス関連で落ち込んだ経済活動の起爆剤として、また、停滞した経済・観光活動を円滑に進められるように、道路関係予算の重点配分を行うこと。また、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」完了後も継続・拡充とともに、今後増大する老朽化対策費用の確保のため、新たな財源を創設し、長期安定的に道路関係予算の確保・増額を行うこと
- 4 県管理に係る国道226号の交通の円滑化と安全性の確保を図るため、未改良区間の早期整備、歩

道の設置、路面の老朽化対策等に係る補助事業や交付金事業など必要な支援を図ること。また、地域の経済構造改革を進めるため、下記の整備促進を図ること

- (1) 南九州市穎娃町長崎地区の歩道設置の早期整備
- (2) 南九州市穎娃町大川から知覧町門之浦区間の歩道設置の早期整備
- (3) 南さつま市加世田唐仁原工区の早期完成
- (4) 南さつま市笠沙町笠沙道路工区（高崎山地区から野間池地区間）の早期完成
- (5) 南さつま市坊津町久志道路工区（久志地区）の早期着工
- (6) 南さつま市笠沙町野間池道路工区（野間池地区から今岳地区間）の早期着手
- (7) 指宿市山川成川地区（山川高校交差点）の早期改良

国道270号の早期整備促進について

薩摩半島西部は、豊かな自然や古い歴史等の観光資源に恵まれた地域であり、また、ごみ処理等広域的な取り組みを行っており、さらに広域的な連携の強化を目指している。

一方、自動車交通に依存するこの地域では、国道270号は福岡や熊本等と連絡する南九州西回り自動車道へのアクセス道路であり、地域の生活や産業・経済・観光・文化の振興の上からも、極めて重要な幹線道路である。

しかし、本路線は代替路がなく、頻発する集中豪雨や台風等により、しばしば通行止めが発生し、住民生活はもとより災害時の避難や救援活動にも支障を来している。

このようなことから、地域住民の生活や社会経済活動を災害から守り、物流の増加や各地域からの新鮮な農水産物の運搬時間の短縮をはじめ、運搬効率の向上を図るため、交通量や円滑な交通に対応した拡幅・付加車線等の整備や、住民が安心・安全に通行できる広幅員歩道等の整備など、早急な対応が強く求められているところである。

については、本路線の早期整備に寄せる地域住民の熱望をご賢察いただき、下記事項について、特段のご配慮を賜るよう強く要望する。

記

- 1 災害時の円滑・迅速な避難や救護活動を確保するため、集中豪雨や台風時の冠水等による交通途絶のない、災害に強い安心・安全な道路の整備促進を図ること
- 2 円滑な交通に対応した道路の拡幅や道路線形の改良、付加車線等の整備を促進するとともに、高齢者や子ども等の歩行者が安全・快適に通行できる歩道の整備を図ること

国道447号の整備促進について

国道447号は、宮崎県えびの市を起点とし鹿児島県伊佐市を経て出水市に至る南九州地区の横断道路であるが、霧島連山や九州山地に囲まれているため、急カーブや急勾配の区間、すれ違い困難な未整備区間が多く残されており、夏季は濃霧の発生、冬季は積雪凍結による交通規制が行われている状況にある。

本路線は、沿線地域の人、モノ、情報等の交流拠点として県際交流を促進し、農林業をはじめ、観光・商工業の振興に大きな役割を果たしている重要な路線であるとともに、九州縦貫自動車道（えびのインター）と、現在建設中の南九州西回り自動車道の両高規格道路を東西に最短距離で結ぶ幹線道路でもあり、また、九州新幹線出水駅へのアクセス道路でもある。

このようなことから、地域沿線の社会活動や経済基盤の発展に大きく寄与することとなる両県境バイパス（トンネルを含む）の早期完成をはじめとする本国道の整備が強く望まれている。

ついては、本路線の重要性と、沿線住民の熱望をご賢察いただき、下記事項について特段のご配慮を賜るよう強く要望する。

記

宮崎県えびの市真幸地区から鹿児島県伊佐市大口青木地区間のバイパスの早期完成と未整備区間の解消を図ること

島原・天草・長島架橋構想の推進について（牛深～長島間の早期着工について）

島原・天草・長島架橋構想は、九州縦貫自動車道、九州横断自動車道、東九州自動車道、西九州自動車道、南九州西回り自動車道などの九州を一周する環状型の高規格幹線道路網を併せた高速交通体系を確立し、広域観光ルート・広域物流拠点の形成、新産業の創出など産業全般の振興を図るとともに、九州西岸軸構想の主要プロジェクトとして、有明海・八代海沿岸地域を環状に結ぶ広域的幹線道路ネットワークを形成するものであり、政治・経済・教育文化・観光等の地域間交流及び活性化に大きな役割を果たすものである。

また、平成28年4月に発生した熊本地震の影響により、九州自動車道をはじめとする、九州内の交通ネットワークが寸断されたことを受け、緊急時の代替路としての本架橋構想の重要性が再認識されたところである。

しかしながら、本構想については、平成28年3月に国土交通大臣により決定された九州圏広域地方計画において、「長崎、熊本、鹿児島の3県にまたがる九州西岸地域における多様なネットワークの形成による交流・連携機能の強化を図る。」との表現にとどまっている。

これまで、関係3県等においては、構想推進大会の開催、関係地域の小学生が参加するサッカー大

会の開催など、地域間の積極的な交流を推進し、機運の醸成を図っている。

また、国、関係3県等により、様々な調査が実施され、多くの基礎的データが蓄積されつつあり、国においても、鹿児島県長島町及び長崎県南島原市口之津町における地震観測調査や船舶航行実態調査等のほか、具体的な事業化を見据えた調査が進められてきている。

以上のことから、今後、本構想を更に推進するため、次の事項について特段の配慮を要望する。

記

- 1 島原・天草架橋及び天草・長島架橋建設に資する調査を再開すること
- 2 島原道路の整備促進及び島原天草長島連絡道路の具体化に向けた検討を実施すること
- 3 必要な道路整備のための予算確保を図ること

地域医療の確保について

現在、地方自治体が経営する公立病院においては、全国的に医師不足が顕著となっており、その解消が喫緊の課題となっている。また、診療科の偏在については、産科・小児科においても進行しており、深刻な社会問題となっている。

本市の高度な医療や二次救急医療を担う鹿児島県北薩地域の中核的医療機関である県立北薩病院においても消化器内科では常勤医が不在、循環器内科、神経内科では医師不足が続いている状況である。

このような厳しい環境の中、公立病院は中核病院として、地域における医療のセーフティネットとしての役割を果たしてきたところであるが、地域医療に大きな影響を与えている「新医師臨床研修制度」の改変等による医師派遣の困難な状況は、地方の公立病院における医師の確保に重大な支障をきたし、公立病院の存続なども心配され、住民が地域医療に対し大きな不安を抱えた生活を強いられている現状である。

については、地域住民の身近で、なくてはならない地域医療の確保のため、下記の事項について、格別のご高配を賜るよう要望する。

記

- 1 医師不足の解消や偏在の是正を図るため、医師の計画的な育成、確保及び定着を目的とした実効性ある支援策を講じること
- 2 地域住民だれもが、いつでも、どこでも必要な医療を受け、安全で安心な生活を送ることができるよう、公立病院の診療体制の強化を図るための支援策を講じること

特殊地下壕対策の強化について

旧日本軍により設置された防空壕については、当時の実態を把握する資料は皆無に等しく、多くの防空壕は戦後70年以上そのまま放置されており、鹿屋市内には、現在把握しているだけで632箇所の防空壕がある。

これまで、危険性の高い防空壕等特殊地下壕については、特殊地下壕対策事業等を利用しながら埋め戻しを実施してきているが、鹿屋市は、終戦直前には前線基地として位置づけられ、旧日本軍の手でいたるところに防空壕が張り巡らされていることから、今後、都市開発や土地利用の拡大等により、新たに危険性の高い防空壕が発見される場合や既存の防空壕の老朽化により、危険度が高くなる可能性及び未発見の防空壕の陥没等による災害が発生する場合は考えられる。

これらの、特殊地下壕対策については、一地方自治体で処理するには莫大な財政投資を必要とし、現在の財政状況では不可能な状況であることから、下記のとおり要望する。

記

第二次世界大戦中における防空壕について、鹿屋市など特別な事情を有する自治体を特別地域に指定し、補助制度の抜本的見直しをするとともに、国の直轄事業として実態調査と埋め戻し工事を実施すること

「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界自然遺産登録実現について

奄美群島は、2017年3月奄美群島国立公園の指定を受け、2018年夏の世界自然遺産登録を目指していたが、IUCN（国際自然保護連合）の現地調査の結果は、「生物多様性の評価において、選定された4島は、本地域の独特で多様な生物多様性の生息域内保全のために最も重要な自然生息地を包含している。絶滅危惧種の種数や割合も多く、固有種数と固有種率も高い。世界的な絶滅危惧種の保護のために高いかけがえのなさを示す地域を含んでいる。」と評価しつつも、「記載延期」の勧告であった。

これを受け政府は、確実かつ早期の登録を実現するため推薦書を取り下げ、IUCNの要請に従い、関係機関と調整を図り沖縄北部訓練場の大部分を推薦地へ編入、4島で24箇所に分かれていた推薦地を5箇所に整理し、2019年2月に推薦書を再提出し、同年10月にIUCNの現地調査が再度行われている。

その後、2020年夏の第44回世界遺産委員会において、世界自然遺産登録の可否決定が行われるところであったが、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大する状況を踏まえ、委員会の開催が延期となっているところである。

このような状況の中、世界的にも貴重な自然を後世に引き継ぐため、地元奄美大島の自治体は希少野生動植物の保護に関する条例の制定や観光と保全の両立を図る利用のルール策定など関係団体や住民と一体となって自然環境の保全や保護に関する啓発活動等を継続して行っており、群島民の世界自然遺産登録に向けた機運はますます高まりを見せている。

「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界自然遺産への登録は、島に対する誇りと環境保全意識の向上、観光交流人口の増加やブランド力の向上などが期待され、外海離島である奄美群島が自立的発展を進める上で絶好の契機となって活力ある地域づくりに大きく貢献するものと確信する。

については、確実な世界自然遺産登録の実現に向け、引き続き特段のご尽力を賜るよう要望する。

農林漁業の振興対策について

農林漁業は、食料の供給や、国土・自然環境の保全など、国民の生活に欠かせない重要な役割を担っている。しかしながら、我が国の農林漁業は、高齢化による労働力の減少、構造改革の立ち後れなどにより生産活動が低下し、耕作放棄地の拡大や手入れの行き届かない森林の増加及び自然環境の変化等による漁獲量の減少等が進行している。

農林漁業の持続的な発展のためには、農地、森林、海洋生物資源等の適正な管理保全及び担い手の育成・確保とともに、食料自給率の向上等に向けた取り組みが不可欠である。

このようなことから、国においては、下記の事項について速やかに実現されるよう強く要望する。

記

- 1 過疎地域及び中山間地域等における耕作放棄地の解消や基盤整備、環境整備等に資する施策を積極的に推進し、農業の振興、農業経営の安定・効率化と地域環境整備等を図ること
- 2 担い手不足や労働力不足を解消するため、自動操縦技術による省力化などICT技術活用による効率的で高品質な作物生産を目的としたスマート農業を推進するとともに、高額機械等導入に係る農家の負担軽減を図ること
- 3 農業所得向上のための小規模農家に対する支援策を充実・強化すること
- 4 「日本型食生活」の維持、食料自給率向上等のため、米の消費拡大に資する施策を積極的に推進すること
- 5 畜産業振興策の強化及び畜産農家の保護・育成並びに所得の向上に資する施策を充実するとともに、口蹄疫、鳥インフルエンザ及び豚コレラなどの家畜伝染病等に対する支援策を拡充すること
- 6 過疎化や高齢化に伴う耕作放棄地の発生等により、有害鳥獣の生息域が拡大している中、農作物に甚大な被害を与えている有害鳥獣駆除等の被害防止対策を推進するとともに、自治体の負担軽減を図ること

- 7 国土の保全，水源の涵養等の森林のもつ重要な役割を維持するため，森林が有する多面的機能の維持管理に対する支援，治山事業等の推進，林産物の供給対策等の支援，木材利用の促進その他林業振興のための施策を推進すること
- 8 沿岸漁業の振興及び小規模漁業者の所得向上に資する施策の充実に努めるとともに，資源管理型漁業の推進，種苗生産体制の支援策の充実等による栽培漁業の振興を図りながら，水産業振興のための支援策を強化すること

肥薩おれんじ鉄道に対する支援について

肥薩おれんじ鉄道は，地域住民の日常生活に欠かすことのできない交通手段として重要な役割を担っているとともに，国の物流政策や大規模災害時における物資輸送のリスク分散の観点から，貨物鉄道の広域ネットワークの一部を担っている。

平成 23 年度，国の貨物調整金制度の拡充により J R 貨物からの線路使用料が大幅に増額したことは，累積赤字の圧縮につながり，同鉄道の安定経営に向けて前進したものと考えており，また，観光列車「おれんじ食堂」の導入や貸切列車「おれんじカフェ」の導入は，客単価の上昇に伴う定期外収入の増加やインバウンド観光による外国人観光客の誘客にもつながっている。

さらに，肥薩おれんじ鉄道を舞台とした映画「かぞくいろ」が昨年 3 月から台湾でも公開されたことに加え，同年 6 月には，台湾鉄道屏東線・南廻線と姉妹鉄道協定を締結しており，更なるインバウンド観光による誘客が期待される。

今後も利用者の利便性向上，利用状況及び J R 九州在来線・新幹線との接続等を考慮し，運行ダイヤの見直しを行うことで，安定した集客を図ることが必要である。

しかしながら，沿線地域の人口減少に伴う運賃収入の減少や，老朽化した施設・設備の更新等による多額の整備費，プロパー社員採用による人件費の増加等が見込まれることに加え，今般の新型コロナウイルスの影響による「おれんじ食堂」の運休など，累積赤字の増大は今後も避けられない状況にある。

よって，大変厳しい経営状況にある肥薩おれんじ鉄道が，公共輸送機関であるとともに観光資源の一つとして，さらには物流を担う重要な機能の一つとして将来にわたって安定的に維持・存続が図られるよう，下記の事項について強く要望する。

記

- 1 並行在来線の赤字解消相当分も含まれている J R 貸付料の活用など，幅広い観点から新たな財源確保措置を講じること
- 2 施設・設備の整備等に対する国庫補助制度の拡充を図ること

特別支援教育に関する財政措置等の充実について

平成 23 年 8 月に「障害者基本法」が改正され、学齢期にある子どもたちの就学の在り方が大きく変容するに至った。

具体的には、障害者基本法第 16 条に記されているように、かつては就学先の決定は、市町村教育委員会の教育支援委員会の判断に基づいて、特別支援学校か小・中学校の特別支援学級が適切かなどの判断がなされていたが、改正後の学校教育法施行令によって、就学基準はガイドラインとして残るものの「保護者や本人の意向を最大限に尊重し、特別支援学校に行くか、通常の小・中学校に行くかは個別に判断すべきものである。」と変更され、小・中学校においても通常学級、特別支援学級いずれでも選択できることとなった。

さらに、平成 25 年度に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（通称：障害者差別解消法）」が制定され、同法に基づき鹿児島県においては、「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」が定められ、同条例第 13 条では、「教育における障害を理由とする不利益扱いの禁止」が規定され、保護者の意向を汲んだ就学先の決定が義務付けられるようになった。

このような中、我が国における障害のある児童生徒数は、年々増加傾向にあり、県内各市においても、特別支援学級の増設や障害の異なる学級の新設の要望とともに、校舎の増設等や特別支援教育支援員の配置増の要望が出されている状況にある。

よって、国においては、障害のある児童生徒を受け入れる小・中学校において、新たな施設設備の整備をする場合に必要な財政措置のほか、特別支援教育に関わる教職員の定数並びに特別支援教育支援員配置について、相応の支援体制の充実を図るよう強く要望する。

離島地域における燃油価格差縮減について

離島市町村は、これまでも交通基盤や産業基盤の整備等公共事業をはじめ、各種振興策に取り組んではきているものの、人口減少や高齢化等が進み、基幹産業である農林水産業も多くの課題を抱えるなど、極めて厳しい状況となっており、本土との間に大きな格差が生じている。

これは、離島の生活必需品の高さや輸送などの経済活動に伴い生ずる生産資材や原料等のコスト高といった、離島であるがゆえの不利条件に起因するものであり、このような不利条件が離島での定住や産業発展の阻害要因となっている。

その中でも特に、ガソリンについては、「離島のガソリン流通コスト対策事業」の導入により価格の引き下げが行われているものの、導入後においても依然として本土と比較して割高になっており、ガソリン以外の軽油についても同様であり、自家用車に大きく依存している離島においては、島民生活の大きな負担となっている。また、農林水産業や観光、商工業等、産業経済活動においても、燃油価格差によるコスト増を販売価格に転嫁できないため、本土との厳しい競争を強いられている。

この燃油価格差は、島民や生産者の自助努力だけでは解決できない問題であり、その価格差解消は

長年にわたる離島島民の願いである。このようなことから、住民生活及び経済活動における本土との格差を解消するため、地方財政に影響を及ぼさないよう十分に配慮した上で、次の事項について、特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 離島のガソリン流通コスト対策事業の制度充実
- 2 ガソリン以外の軽油等に対するコスト対策事業の創設
- 3 離島地域における揮発油税の免税措置

② 九州市議会議長会第3回理事会（令和2.10.20開催）

ア 鹿児島県関係分2件

農林漁業の振興対策について

農林漁業は、食料の供給や国土・自然環境の保全など、国民の生活に欠かせない重要な役割を担っている。しかしながら、我が国の農林漁業は、高齢化による労働力の減少、構造改革の立ち後れなどにより生産活動が低下し、耕作放棄地の拡大や手入れの行き届かない森林の増加及び自然環境の変化等による漁獲量の減少等が進行している。

農林漁業の持続的な発展のためには、農地、森林、海洋生物資源等の適正な管理保全及び担い手の育成・確保とともに、食料自給率の向上等に向けた取組が不可欠である。

このようなことから、国においては、下記の事項について速やかに実現されるよう強く要望する。

記

- 1 過疎地域及び中山間地域等における耕作放棄地の解消や基盤整備、環境整備等に資する施策を積極的に推進し、農業の振興、農業経営の安定・効率化と地域環境整備等を図ること。
- 2 担い手不足や労働力不足を解消するため、自動操縦技術による省力化などICT技術活用による効率的で高品質な作物生産を目的としたスマート農業を推進するとともに、高額機械等導入に係る農家の負担軽減を図ること。
- 3 農業所得向上のための小規模農家に対する支援策を充実・強化すること。
- 4 「日本型食生活」の維持、食料自給率向上等のため、米の消費拡大に資する施策を積極的に推進すること。
- 5 畜産業振興策の強化及び畜産農家の保護・育成並びに所得の向上に資する施策を充実するとともに

- に、口蹄疫、鳥インフルエンザ及び豚コレラなどの家畜伝染病等に対する支援策を拡充すること。
- 6 過疎化や高齢化に伴う耕作放棄地の発生等により、有害鳥獣の生息域が拡大している中、農作物に甚大な被害を与えている有害鳥獣駆除等の被害防止対策を推進するとともに、自治体の負担軽減を図ること。
- 7 国土の保全、水源の涵養等の森林のもつ重要な役割を維持するため、森林が有する多面的機能の維持管理に対する支援、治山事業等の推進、林産物の供給対策等の支援、木材利用の促進その他林業振興のための施策を推進すること。
- 8 沿岸漁業の振興及び小規模漁業者の所得向上に資する施策の充実に努めるとともに、資源管理型漁業の推進、種苗生産体制の支援策の充実等による栽培漁業の振興を図りながら、水産業振興のための支援策を強化すること。

南九州地域の交通網の整備促進について

交通網の整備充実は、産業、経済、観光、文化の振興、災害時の対応などに重要な役割を果たすものである。

とりわけ、国土の中枢部から遠く離れた鹿児島県域では、中央あるいは九州域内とを結ぶ交通網の整備は地域活性化や安心安全な住民生活の実現を図る上で、重要かつ緊急な課題である。

よって、国においては、地方が真に必要な道路を整備するための予算を安定的に確保されるとともに、広域的な交通網の整備促進のため、下記事項について、特段の配慮をされるよう強く要望する。

記

- 1 地域活性化や住民生活に不可欠な道路の長期安定的な整備及び管理並びに強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めていくために、国土交通省全体の公共事業関係に必要な予算を確保すること。
- 2 東九州自動車道の建設促進について
 - (1) 「南郷～奈留間」の早期事業化
 - (2) 「日南東郷～南郷間」, 「奈留～志布志間」の供用予定年度の公表及び早期完成
 - (3) 「清武南～日南北郷間」, 「志布志～鹿屋串良間」の早期完成
 - (4) ハーフインターのフルインター化
- 3 南九州西回り自動車道の整備促進について
 - (1) 芦北出水道路（県境～出水間）及び阿久根川内道路への予算の重点配分
 - (2) 芦北出水道路（県境～出水間）及び阿久根川内道路の供用予定年度の公表
- 4 地域高規格道路等の整備促進について
 - (1) 鹿児島東西幹線道路の「田上インター～甲南インター（仮称）間」の早期完成及び甲南インター（仮称）以東の早急な事業着手

- (2) 鹿児島南北幹線道路の早期事業化
 - (3) 北薩横断道路の広瀬道路、阿久根高尾野道路及び溝辺道路への予算の重点配分による早期開通
 - (4) 都城志布志道路の「県境～末吉インター間」及び「有明東インター～志布志港間」の早期完成
 - (5) 鹿児島港臨港道路（鴨池中央港区線）の早期整備
 - (6) 大隅縦貫道の「吾平道路」の早期完成、吾平道路以南の計画路線について新たな整備区間への指定、国道448号以南の早期事業化を図るための調査・検討の実施
 - (7) 薩摩半島横断道路の「南さつま市役所前交差点～南薩縦貫道・南九州神殿インター間」、 「南薩縦貫道・瀬世交差点～指宿スカイライン・穎娃インター間」、 「指宿スカイライン・池田交差点（仮称）～指宿市街地（国道226号）」の早期整備
 - (8) 大隅横断道路の早期実現
- 5 一般国道の整備促進について
- (1) 国道10号の鹿児島北バイパスの早期完成及び白浜拡幅を含む「始良市白浜地区～鹿児島北バイパス起点間」の4車線化、同国道の曾於市区間の4車線化及び交差点改良
 - (2) 国道220号の垂水市牛根境地区防災事業及び霧島市福山港から国分敷根間の整備促進、垂水市牛根境・境川地区、二川地区及び志布志市志布志町帖地区の歩道の整備促進、古江バイパスの建設促進
 - (3) 国道225号について
 - ① 峯尾峠の視距改良事業及び登坂車線、南九州市川辺町両添上交差点と両添交差点及び周辺の両添地区事故対策事業の早期完成
 - ② 川辺峠南九州市側の登坂車線未整備区間及び連続カーブ区間、南九州市川辺町田代地区の登坂車線、同市川辺町平山地区の歩道及び交差点の早期整備
 - ③ 南九州市川辺町木場田橋の改修
 - (4) 国道226号について
 - ① 「喜入旧市交差点～平川道路起点間」の4車線化に向けた調査検討と早期事業化
 - ② 「指宿市十二町交差点～喜入旧市交差点間」の整備促進
 - ③ 南九州市穎娃町長崎地区及び「南九州市穎娃町大川～知覧町門之浦間」の歩道の早期整備
 - ④ 南さつま市加世田唐仁原工区、同市笠沙町笠沙道路工区の早期完成
 - ⑤ 南さつま市坊津町久志道路工区の早期着工
 - ⑥ 南さつま市笠沙町野間池道路工区の早期着手
 - ⑦ 指宿市山川成川地区（山川高校交差点）の早期改良
 - (5) 国道270号の早期整備促進
 - (6) 国道447号の「宮崎県えびの市真幸地区～鹿児島県伊佐市大口青木地区間」のバイパスの早期完成及び未整備区間の解消
- 6 島原・天草・長島架橋構想の推進について
- (1) 島原・天草架橋及び天草・長島架橋建設に資する調査の再開
 - (2) 島原道路の整備促進及び島原天草長島連絡道路の具体化に向けた検討の実施

イ 全国市議会議長会評議員会提出議案（鹿児島県関係分）

九州における高速交通網の整備促進等について

九州地域全体の産業・経済の発展と生活文化の向上を図り、多極分散型の国土形成を促進するためには、高速交通網の整備充実が不可欠である。

中央経済圏から遠隔の地にある九州においては、本州方面及び九州内各地を結ぶ高速交通網の整備が総体的に遅れており、このことが九州の発展を阻害する要因ともなっている。

九州の高速交通網の早期完成は、九州域内のみならず、本州との産業、経済の交流が促進され、地域の医療、防災等の住民生活の安定が図られるなど、多大な波及効果をもたらし、九州地域の一体的発展に貢献するものと期待されている。

よって、国においては、九州地域の一体的発展を図るため、下記事項について速やかに実現されるよう強く要望する。

記

- 1 九州新幹線西九州ルート of 着実な整備及びJR在来線の輸送改善を行うとともに、東九州新幹線の整備計画路線への格上げを行い、所要の整備財源を確保すること。
- 2 高規格幹線道路（東九州自動車道、西九州自動車道、九州横断自動車道長崎大分線・延岡線、南九州西回り自動車道）、地域高規格道路及び主要国道の整備促進、早期全線供用を図ること。
- 3 九州西岸軸構想の中核となる島原・天草・長島架橋構想の早期実現に向けた所要の調査の再開を図ること。
- 4 離島航路の海上高速交通体系が現状どおり維持されるよう、高速船ジェットフォイルの代替船建造を推進し、新船建造に対する財政的支援を行うとともに、特定国境離島の観光振興のため、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金にかかる航路・航空路運賃の低廉化の対象者について、当該地域を訪れる者に拡大すること。
- 5 沖縄県の均衡ある発展と慢性的な交通渋滞の緩和を図るため、沖縄本島を南北に縦断する鉄軌道を含む新公共交通システムの早期導入を図ること。

地方行財政調査会資料目録

(令和2年6月～10月)

議会図書室に地方行財政調査会の資料を保管しています。
項目は次のとおりですので、ご利用ください。

号 数	調 査 資 料 項 目	発 行 日
6962	2019年度市税徴収実績調べ	R 2. 6. 8
6963	2020年度市税徴収実績調べ	R 2. 7. 22
6964	2019年度市税決算見込額調べ（出納閉鎖日現在）	R 2. 7. 30
6965	都市の特別職・議員報酬等調べ	R 2. 8. 4
6966	2020年度市税徴収実績調べ（6月末現在）	R 2. 8. 17
6967	議員発議政策条例と議会基本条例の制定状況調べ（2019年度）	R 2. 8. 18
6968	市町村への事務移譲の実施状況調べ	R 2. 8. 20
6969	都道府県、市町村別人口・世帯数調べ	R 2. 9. 7
6970	2020年度市税徴収実績調べ	R 2. 9. 11
6971	市・町村の人口順位・高齢化率順位調べ≪速報値≫（2020.1.1現在）	R 2. 9. 11
6972	市長部局における職位の状況調べ（2020年4月1日現在）	R 2. 9. 15
6973	都市の各種基金に関する調べ（2020年5月末現在）	R 2. 9. 30
6974	都市のアンテナショップ等の「情報発信拠点」についての調べ（2020年7月現在）	R 2. 10. 9
6975	都市の2021年度当初予算編成に向けた取り組み	R 2. 10. 12
6976	2020年度市税徴収実績調べ	R 2. 10. 13

図書室だより

◎新規購入図書（令和2年6月～10月）

議会図書室

図 書 名	著 ・ 編 者 名	発 行 所
自治体広報SNS活用法地域の魅力のを見つけ方・伝え方	清水将之（著），町田悠生子（著），木田翔一郎（著）	第 一 法 規
防災白書令和2年版	内 閣 府 （著）	日 経 印 刷
SDGs自治体白書2020 新型コロナとの共存社会にむけた“SDGs自治体”の取り組み	中口毅博，小澤はる奈（編著），環境自治体会議環境政策研究所（編）	生 活 社
環境白書循環型社会白書/生物多様性白書令和2年版	環 境 省 （著）	日 経 印 刷
公務員白書令和2年版	人 事 院 （著）	日 経 印 刷
スポーツ白書2020	笹川スポーツ財団（著）	笹川スポーツ財団
2020年九州経済白書ベンチャー企業の成長による地域活性化	九州経済調査会（著）	九州経済調査会
インターネット白書2020	インターネット白書編集委員会（著）	イ ン プ レ ス
地方議会改革の進め方	木 下 健（著），加藤洋平（著）	八 千 代 出 版
自治体職員のためのようこそ地方自治法第3版	板 垣 勝 彦（著）	第 一 法 規
これからの総合計画 人口減少時代での考え方・つくり方 増補・改訂版	一 條 義 治（著）	イ マ ジ ン 出 版
SDGsと日本全国データ誰も取り残されないための人間の安全保障指標	「人間の安全保障」フォーラム（編），高須幸雄（編著）	明 石 書 店
高齢社会日本の働き方改革 生涯を通じたより良い働き方に向けて	経済協力開発機構（編著），井上裕介（訳）	明 石 書 店
働き方5.0 これからの世界をつくる仲間たちへ	落 合 陽 一（著）	小 学 館
プラスチックの現実と未来へのアイデア みんなで考えたい未来のために、今から出来るアイデアの数々	高 田 秀 重（監修）	東 京 書 籍
地域の病院は命の砦 地域医療をつくる政策と行動	横 山 壽 一（編著），長友薫輝（編著）	自 治 体 研 究 社
DV加害者プログラム・マニュアル	リスペクトフル・リレーションシップ・プログラム研究会（編著）	金 剛 出 版
熊本地震4.16あの日僕たちはLINEでつないだ避難所運営の記録	熊本県立大学学生ボランティアステーション（著）	熊 本 日 日 新 聞 社
コロナ危機の経済学 提言と分析	小林慶一郎（編著），森川正之（編著）	日 経 B P 日 本 経 済 新 聞 出 版 本 部
PC1人1台時代の間違えない学校 ICT	堀 田 龍 也（編著）	小 学 館
自治六法令和3年版	地方自治法令研究会	ぎ ょ う せ い

図 書 名	著 ・ 編 者 名	発 行 所
地域で支える子どもの貧困 これからの地域連携の課題と実践	南野奈津子（編集代表）, 結城康博（編集代表）	ぎょうせい
まちづくり再考 現場から学ぶ地域自立への道しるべ	岡崎昌之（著）	ぎょうせい
M a a S 戦 記 伊豆に未来の街を創る	森田 創（著）	講談社
都市5.0 アーバン・デジタルトランス フォーメーションが日本を再興する	東京都市大学総合研究所未来都市 研究機構（著）、葉村真樹（著）	翔泳社
決 定 版 5 G 2 0 3 0年 へ の 活 用 戦 略	片桐広逸（著）	東洋経済新報社
デンマークのスマートシティ データを活用した人間中心の都市づくり	中島健祐（著）	学芸出版社
路面電車からトラムへ フランスの都市交通政策の挑戦	青木 亮（著）, 湧口清隆（著）	晃洋書房
未 来 へ の 記 録 リスクを回避するための自治体の文書管理	関東弁護士会連合会（編集）	第一法規
災害ケースマネジメント◎ガイドブック	津久井進（著）	合同出版
基礎自治体の文化政策 まちにアートが 必要なわけ（文化とまちづくり叢書）	藤野一夫（編）、文化・芸術を活 かしたまちづくり研究会（編）	水曜社
市区町村子ども家庭相談の挑戦 子ども虐待対応と地域ネットワークの構築	川松 亮（編著）	明石書店
無電柱化の時代へ 見あげたい日本の空☆復活へのシナリオ	電線のない街づくり支 援ネットワーク（編著）	かもがわ出版
まちづくりプロジェクトの教科書	小地沢将之（著）	森北出版
自治体情報誌「D-file」5月号 上	イマジン出版	イマジン出版
地方議会人 6月号	全国市議会議長会・ 全国町村議会議長会	中央文化社
法学セミナー 6月号	日本評論社	日本評論社
ジュリスト 2020 6/1号 No.1546	有斐閣	有斐閣
自治体情報誌「D-file」5月号 下	イマジン出版	イマジン出版
月刊ガバナンス 7月号	ぎょうせい	ぎょうせい
判例地方自治 No.460	地方自治判例研究会	ぎょうせい
自治体情報誌「D-file」6月号 上	イマジン出版	イマジン出版

図 書 名	著 ・ 編 者 名	発 行 所
法 学 セ ミ ナ ー 7月号	日 本 評 論 社	日 本 評 論 社
ジュリスト 2020 7/1号 No.1547	有 斐 閣	有 斐 閣
地 方 議 会 人 7月号	全 国 市 議 会 議 長 会 ・ 全 国 町 村 議 会 議 長 会	中 央 文 化 社
自治体情報誌「D-file」6月号 下	イ マ ジ ン 出 版	イ マ ジ ン 出 版
判 例 地 方 自 治 No.461	地 方 自 治 判 例 研 究 会	ぎ ょ う せ い
月 刊 ガ バ ナ ン ス 8月号	ぎ ょ う せ い	ぎ ょ う せ い
地 方 議 会 人 8月号	全 国 市 議 会 議 長 会 ・ 全 国 町 村 議 会 議 長 会	中 央 文 化 社
自治体情報誌「D-file」7月号 上	イ マ ジ ン 出 版	イ マ ジ ン 出 版
法 学 セ ミ ナ ー 8月号	日 本 評 論 社	日 本 評 論 社
ジュリスト 2020 8/1号 No.1548	有 斐 閣	有 斐 閣
自治体情報誌「D-file」7月号 下	イ マ ジ ン 出 版	イ マ ジ ン 出 版
月 刊 ガ バ ナ ン ス 9月号	ぎ ょ う せ い	ぎ ょ う せ い
判 例 地 方 自 治 No.462	地 方 自 治 判 例 研 究 会	ぎ ょ う せ い
地 方 議 会 人 9月号	全 国 市 議 会 議 長 会 ・ 全 国 町 村 議 会 議 長 会	中 央 文 化 社
法 学 セ ミ ナ ー 9月号	日 本 評 論 社	日 本 評 論 社
ジュリスト 2020 9/1号 No.1549	有 斐 閣	有 斐 閣
自治体情報誌「D-file」8月号 下	イ マ ジ ン 出 版	イ マ ジ ン 出 版
判 例 地 方 自 治 No.463	地 方 自 治 判 例 研 究 会	ぎ ょ う せ い
月 刊 ガ バ ナ ン ス 10月号	ぎ ょ う せ い	ぎ ょ う せ い
自治体情報誌「D-file」9月号 上	イ マ ジ ン 出 版	イ マ ジ ン 出 版
地 方 議 会 人 10月号	全 国 市 議 会 議 長 会 ・ 全 国 町 村 議 会 議 長 会	中 央 文 化 社

図 書 室 だ よ り

図 書 名	著 ・ 編 者 名	発 行 所
法 学 セ ミ ナ ー 10月号	日本評論社	日本評論社
ジュリスト 2020 10/ 1号 №1550	有斐閣	有斐閣
自治体情報誌「D-file」 9月号 下	イマジン出版	イマジン出版

MEMO

鹿児島市議会事務局

令和2年11月30日発行

No. 129 号

リサイクル適性の表示：紙へリサイクル可